

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「地方財政計画の事後検証等の状況について」

令和8年6月

会計検査院

会計検査院は、平成26年4月に会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、地方財政計画額とこれに対応する地方団体の普通会計決算額とのかい離の状況等に関する検査の状況を「地方財政計画及び地方公務員の特殊勤務手当等の状況について」として国会及び内閣に報告している。そして、この報告書において、国の予算と密接な関係を有する地方財政計画の策定の状況等も踏まえつつ、地方公共団体の決算の状況について引き続き検査していくこととしている。

上記の報告以降、地方公共団体における歳入及び歳出の決算額は、令和元年度まではおおむね100兆円に満たない規模であったが、2年度には新型コロナウイルス感染症対応等により120兆円を超える規模となり、その後は減少傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には戻っておらず、5年度は110兆円を超える規模となっている。

また、2年度から4年度までの3年間にわたり、国において補正予算等により計18兆3259億円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が予算措置されたこと、元年度末から5年度末までにかけて地方公共団体の基金の積立金現在高が約6兆円増加したことのほか、ふるさと納税は受入額が年々増加していることなど、地方財政を取り巻く状況は大きく変化している。

コロナ禍における税収減、社会保障関係費の増額等が見込まれたことにより、3年度については地方財政計画上で財源不足が生じ、国の一般会計から1兆7169億円の地方交付税を増額する予算措置が行われた。4年度以降については、堅調な税収動向等を背景として財源不足の額は減少傾向にあるものの、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性がある。

本報告書は、以上のような経緯及び現状を踏まえて、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況並びに前記の報告以降の総務省におけるかい離の把握等の事後検証の状況及びかい離の状況の公表等に係る取組状況はどのようになっているか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がどのように執行され、地方財政にどのように影響しているか、また、ふるさと納税の受入額等が地方財政計画へどのように反映されているかなど、地方財政計画の事後検証等の状況について検査を実施し、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

令和 8 年 6 月
会 計 検 査 院

目次

1	検査の背景	1
(1)	地方財政制度の概要等	1
ア	地方財政計画の概要	1
イ	地方財政計画額及びその算定方法	2
ウ	地方財政計画の策定及び地方交付税の総額の決定	3
エ	地方財政計画の事後検証	4
オ	地方公共団体の決算及び国と地方の財政状況	4
カ	地方公共団体の基金	7
(2)	コロナ交付金の概要等	7
(3)	ふるさと納税制度の概要等	8
ア	ふるさと納税制度の概要	8
イ	企業版ふるさと納税制度の概要	9
(4)	過去の検査の実施状況	10
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	11
(1)	検査の観点及び着眼点	11
(2)	検査の対象及び方法	12
3	検査の状況	13
(1)	地方財政計画と国の予算との関係等	13
ア	地方財政計画と国の予算との関係	13
イ	地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等	14
(2)	地方財政計画の事後検証における地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等	19
ア	歳入のかい離額	22
イ	歳出のかい離額	25
ウ	26年報告の所見に対する総務省の取組状況	28
(3)	コロナ交付金の執行状況及び地方財政への影響	32
ア	コロナ交付金の執行状況及び基金の積立金現在高への影響等	33
イ	基金の積立金現在高の状況	37
(4)	ふるさと納税の受入額等の地方財政計画への反映状況等	37
ア	ふるさと納税の受入額等の推移	37

イ	ふるさと納税に係る地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等	39
ウ	ふるさと納税の受入額に係る調査	45
4	検査の状況に対する所見	46
(1)	検査の状況の主な内容	46
(2)	所見	49
	別図表	51
	参考 用語集	55

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

地方財政計画の事後検証等の状況について

検査対象	内閣府本府、総務省、地方公共団体381団体（46都道府県、20政令指定都市、315市区町村）
地方財政計画の概要	翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額を明らかにしたものであり、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保するなどの意義・役割があるとされているもの
地方財政計画額	92兆0350億円（令和5年度） 93兆6388億円（令和6年度）
普通会計決算額	116兆1571億円（令和5年度 歳入） 111兆9524億円（令和5年度 歳出）

1 検査の背景

(1) 地方財政制度の概要等

ア 地方財政計画の概要

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第7条の規定に基づき、内閣は、毎年度、^(注1)翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならないこととなっている。この地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類が地方財政計画と呼ばれている。

地方財政計画には、全ての都道府県及び市町村の^(注2)普通会計に属する歳入歳出総額の見込額が計上されており（以下、地方財政計画の計上額を「地方財政計画額」という。）、一般に、次のような意義・役割があるとされている。

- ① 地方財政全体の収支見込みを明らかにして、地方財源の不足額に対して必要な措置を講ずることにより、地方団体が標準的な行政水準を確保できるようにすること
- ② 地方財政全般の状況を明らかにすることにより、地方団体の毎年度の財政運営の指針を示すこと
- ③ 国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保すること

(注1) 地方団体 地方交付税法上の概念で、都道府県及び市町村をいう。

(注2) 普通会計 地方公共団体における一般会計及び特別会計のうち地方公

営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するために用いられている会計区分

イ 地方財政計画額及びその算定方法

国は、地方公共団体との関係で国庫補助事業のほか法令等を通じて義務付けた行政事務があることから、地方財政計画の策定を通じて地方財政全体の標準的な収支の状況を明らかにし、地方財源の不足額に対して必要な措置を講ずることにより、地方公共団体が国庫補助事業のみでなく地方単独事業も含めて標準的な行政水準を確保できるようにしている。

地方財政計画額について法令上明記された取扱いはないが、総務省は、基本的な考え方について、次のように説明している。

- ① 地方財政計画には、地方団体の実際の収支見込額ではなく、標準的な水準における収支見込額を計上する。その例として、歳入では、地方税収入は標準税率による見込額を計上する一方で、標準税率を超過する課税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める税目以外の条例により新設した税目に係る課税（以下、これらを合わせて「超過課税等」という。）による地方税収入は一部の雑収入等とともに地方団体の自主的な財政運営のための財源とするため計上しない。また、歳出では、国の法令、予算等を通じて義務付けられている行政事務等に係る支出は標準的な見込額を計上する。
- ② 地方財政計画には、地方団体における単年度の収支見込額を計上する一方で、前年度からの剰余金収入、前年度からの繰越事業費及び翌年度への繰越事業費は計上しない。
- ③ 地方財政計画には、年度当初予算ベースで収支見込額を計上し、年度途中における地方税の自然増収、国の補正予算又は予備費による国庫支出金の増加等があっても、地方財政計画は修正しない。

令和6年度の地方財政計画額について、歳入歳出別、区分別に計上額の概要を示すと、図表0-1のとおりである。

図表0-1 地方財政計画額の概要（令和6年度）

歳入（93.6兆円）	歳出（93.6兆円）
地方税（42.7兆円）	給与関係経費（20.2兆円）
地方譲与税（2.7兆円）	一般行政経費（43.6兆円）
地方特例交付金等（1.1兆円）	
地方交付税（18.6兆円）	公債費（10.8兆円）
国庫支出金（15.8兆円）	維持補修費（1.5兆円）
地方債（6.3兆円）	投資的経費（11.9兆円）
使用料及び手数料（1.5兆円）	公営企業繰出金（2.3兆円）
雑収入（4.7兆円）	地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費（2.9兆円）
復旧・復興事業一般財源充当分（△0.0兆円）	
全国防災事業一般財源充当分（△0.0兆円）	

ウ 地方財政計画の策定及び地方交付税の総額の決定

地方財政計画の策定においては、支出の見込額等が歳出として、地方税、地方交付税の法定率分^(注3)（国税である所得税、法人税、酒税及び消費税の収入額に地方交付税法第6条に規定する率を乗じた額の計に地方法人税の収入額を加えた額。以下同じ。）等の収入の見込額が歳入として、それぞれ積み上げられる。その上で、地方交付税の法定率分を含めた歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込まれる場合には、国の一般会計からの加算措置等による地方交付税の増額、特例的な地方債の増額等により財源不足の額を補填する措置である地方財政対策を講じて収支の均衡を図る調整が行われる。

このように、地方交付税の総額は、地方財政計画に基づき決定されるものであり、地方財政計画額をどのように見込むかによって、地方交付税の総額は変動することになる。

（注3） 法定率分 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の

収入額の100分の50、消費税の収入額の100分の19.5並びに地方法人税の収入額

エ 地方財政計画の事後検証

地方財政計画は、ア③のとおり、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保するなどの意義・役割があるとされている。地方交付税の総額は、地方財政計画上の歳入総額の見込額が歳出総額の見込額を下回り財源不足が見込まれる場合に、それを補填する措置と併せて決定されることから、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性がある。そして、総務省は、毎年度、地方財政計画を策定するに当たって、地方財政計画額の算定の見直しなどの参考にするために、過年度の地方財政計画額が適切であったかについての事後的な検証（以下「事後検証」という。）として、地方財政計画額と普通会計決算額（以下「決算額」という。）とを比較して、そのかい離の状況を把握し、かい離が大きく生じた歳入歳出区分については、かい離の要因を分析するなどしている。

オ 地方公共団体の決算及び国と地方の財政状況

地方財政計画には、全ての地方団体の普通会計に属する歳入歳出総額の見込額が計上されている。一方、地方財政法（昭和23年法律第109号）第30条の2の規定に基づき、内閣は、毎年度、地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならないこととなっており、この報告の中で、決算額が示されている。

地方公共団体の歳入歳出予算については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第216条の規定に基づき、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、各款中においては項に区分すること、歳出にあつては、その目的に従って款項に区分することとなっていて、この区分により決算が作成されている。

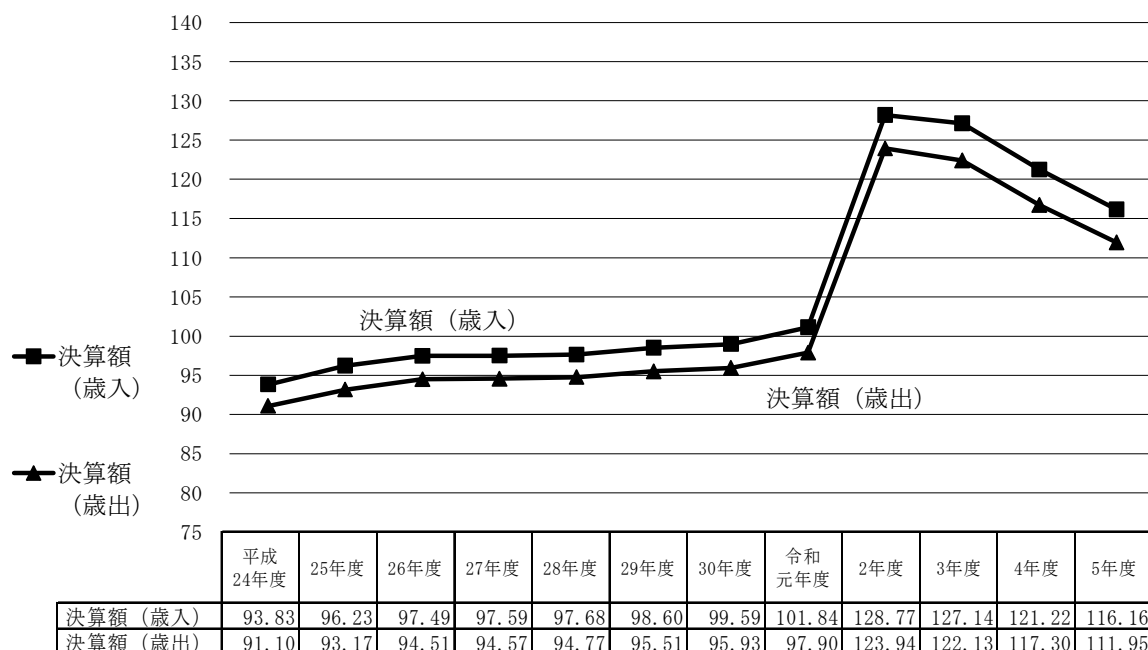
普通会計決算の歳入は、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債等の性質別に区分されている。また、普通会計決算の歳出については、行政目的に従って区分された総務費、民生費、農林水産業費、土木費、教育費等の目的別の決算資料に加えて、経済的性質に従って区分された人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費等の性質別の決算資料が作成されている。

地方公共団体の歳入及び歳出の決算額は、平成24年度から令和元年度まではおおむね100兆円に満たない規模であったが、2年度には新型コロナウイルス感染症対応等により120兆円を超える規模となり、その後は減少傾向にあるものの、コロナ

禍前の水準に戻っておらず、5年度は110兆円を超える規模となっている（図表0-2参照）。

図表0-2 地方公共団体における歳入及び歳出の決算額の推移

（単位：兆円）



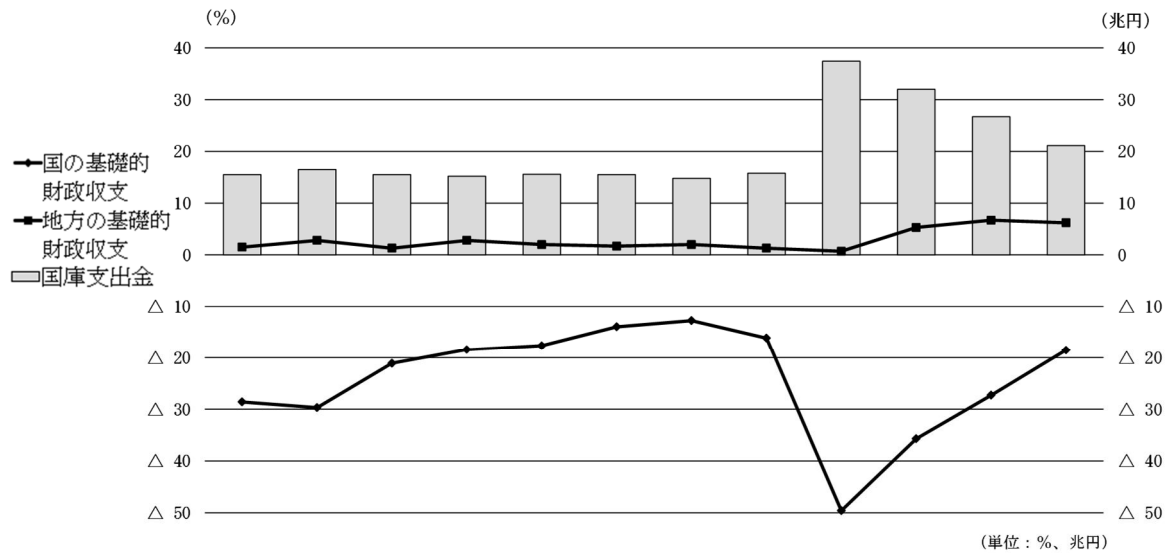
（注） 表示単位未満は四捨五入している。

地方の基礎的財政収支（対名目GDP比。以下同じ。）はコロナ禍を含め一貫して黒字で推移している。一方で、国の基礎的財政収支（対名目GDP比。以下同じ。）は、一貫して赤字で推移しており、平成25年度以降、令和元年度までは改善傾向にあったものの、2年度に新型コロナウイルス感染症対応により大幅に悪化した。

さらに、地方への国庫支出金については、2年度には新型コロナウイルス感染症対応等のため新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「コロナ交付金」という。）が予算措置されるなどしたことにより大幅に増加し、その後は減少傾向にあるものの、5年度時点ではコロナ禍前の水準に戻っていない（図表0-3参照）。なお、財政制度等審議会は、6年11月の「令和7年度予算の編成等に関する建議」において、「近年の国と地方の財政状況を比較すると、国の財政状況が悪化する中においても、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきたことから、地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）はほぼ一貫して黒字を維持してきた。新型コロナウイルス対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国

から地方へ多額の財政移転を実施しており、国のプライマリーバランスは大幅に悪化した一方、地方のプライマリーバランスは黒字を確保してきた。」などとしている。
 (注4) 「地方創生臨時交付金」はコロナ交付金のことを指す。

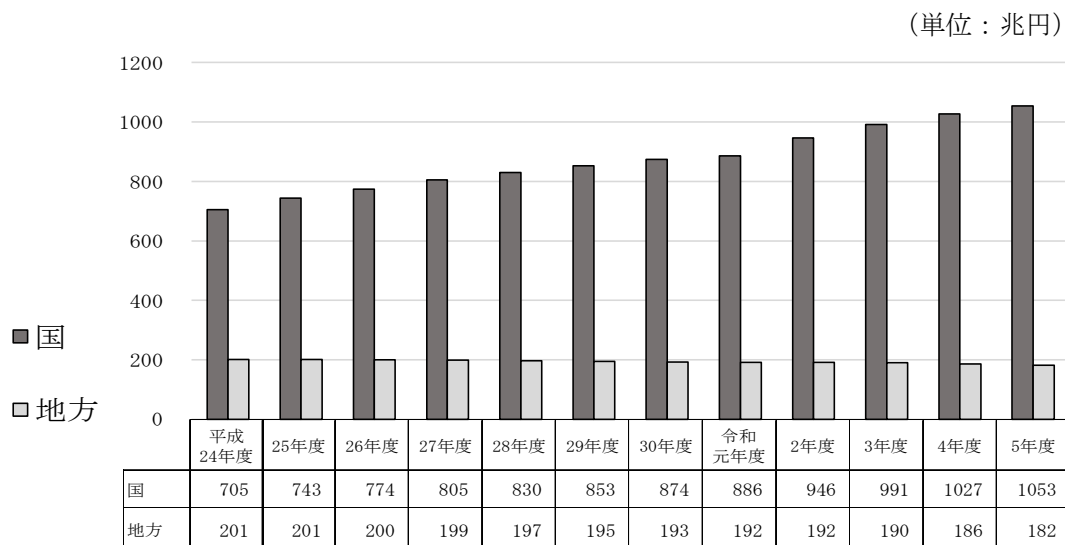
図表0-3 国と地方の基礎的財政収支及び地方への国庫支出金の推移



	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国の基礎的 財政収支	△ 28.6	△ 29.7	△ 21.1	△ 18.4	△ 17.6	△ 13.9	△ 12.7	△ 16.1	△ 49.6	△ 35.7	△ 27.3	△ 18.5
地方の基礎的 財政収支	1.5	2.8	1.3	2.8	2.0	1.7	2.0	1.3	0.7	5.3	6.7	6.2
国庫支出金	15.5	16.5	15.5	15.2	15.6	15.5	14.8	15.8	37.4	32.0	26.7	21.1

また、国と地方の債務残高の推移をみると、国の債務残高は累増の一途をたどり、4年度には1000兆円を超過している。一方で、地方の債務残高は、過去20年間ほぼ横ばいとなっており、近年は減少傾向にある（図表0-4参照）。

図表0-4 国と地方の債務残高の推移



(注) 「債務残高」とは、国においては各年度末時点での普通国債の残高を、地方においては各年度末時点での地方債の残高を含む借入金残高を指している。

カ 地方公共団体の基金

地方公共団体は、地方自治法第241条の規定に基づき、条例を定め特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができることとなっている。また、地方財政法第7条の規定により、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金が生じた場合、当該剰余金のうち2分の1以上の金額を基金に積み立てることなどとされている。地方公共団体が設置している主な基金としては、①地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、②地方債の償還及び信用維持のために設けられる減債基金、③財政調整基金又は減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるその他特定目的基金がある。その他特定目的基金には、国庫補助金等を原資として資金を積み立て、複数年にわたり実施される特定の事業に充てるなどのために設置されるものもある。

地方公共団体の基金の積立金現在高は、元年度末から5年度末までにかけて約6兆円増加している（図表0-5参照）。

図表0-5 地方公共団体の基金の積立金現在高の推移

(単位：億円)

基金の種別	平成 24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和 元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
財政調整基金	6兆1401	6兆7417	7兆1726	7兆5935	7兆5839	7兆4636	7兆5856	7兆5398	7兆2835	8兆9629	9兆3335	9兆5162
減債基金	2兆3360	2兆4457	2兆5567	2兆6470	2兆5490	2兆4759	2兆3684	2兆2111	2兆1455	2兆8843	2兆9266	2兆9914
その他特定目的基金	12兆5700	13兆1927	12兆8764	13兆0946	13兆4983	13兆8124	13兆3065	13兆1952	13兆1690	13兆9610	15兆3757	16兆3645
計	21兆0462	22兆3803	22兆6057	23兆3352	23兆6314	23兆7521	23兆2606	22兆9463	22兆5980	25兆8083	27兆6359	28兆8722

↑
約6兆円増

(2) コロナ交付金の概要等

新型コロナウイルス感染症は、2年1月以降、感染の波が周期的に続き、国民生活や経済に大きな影響を及ぼし、2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応等のために国庫支出金が大幅に増加した。そのうち、コロナ交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援して地方創生を図るために、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定（同月20日変更））等への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施することを目的として、地方公共団体が負担する経費に充てるために措置されたものである。そして、2年度から4年度までの3年間にわたり、国において補正予算及び予備費により計18兆3259億円が予算措置されている。

コロナ交付金は、用途の自由度が高く、様々な事業に活用することが可能であり、また、地方公共団体における当該年度の予算に計上されて実施される事業であれば、総務省によるコロナ交付金の交付決定前に着手した事業であっても交付対象になるとされているほか、コロナ交付金の実施計画に記載されている事業間で交付金充当経費の流用が可能な制度となっている。このため、地方公共団体は、予算において当初の財源を一般財源で措置していた額（以下「一般財源措置額」という。）について、交付決定後の補正予算において、一般財源措置額をコロナ交付金に置き換えて事業を実施すること、又は決算時の決算整理において、一般財源措置額をコロナ交付金に置き換えることが可能となっている（以下、一般財源措置額をコロナ交付金に置き換えることを「コロナ交付金への財源更正」という。）。

なお、5年度から7年度までに補正予算等により計6兆5631億円が予算措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金も、コロナ交付金と同様、一般財源措置額を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に置き換えて事業を実施することなどが可能となっている。

(3) ふるさと納税制度の概要等

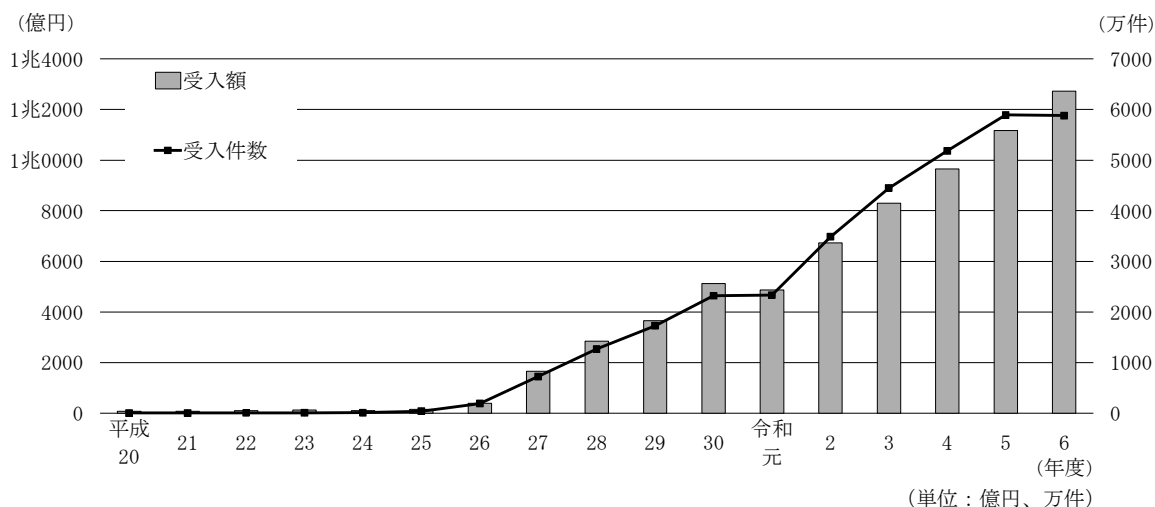
ア ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正により導入され、納税者である個人が生まれ故郷、お世話になった地域、これから応援したい地域等の自ら選んだ地方公共団体に寄附を行った場合、支出した寄附金の合計額のうち自己負担部分である2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から原則として全額が控除される制度である（以下、都道府県、市町村又は特別区に対する個人からの寄附を「ふるさと納税」という。）。

ふるさと納税制度が導入された20年度からの全国の地方公共団体におけるふるさと納税の受入額は、ふるさと納税制度が導入されてからしばらくは、年間100億円程度で推移していたが、27年度税制改正により寄附金の控除枠が拡大され、寄附金の控除手続が簡素化されたことなどから大幅に増加して、令和5年度には1兆円を超える受入額となっている（図表0-6参照）。

(注5) 地方公共団体に寄附を行った個人が所得税及び住民税から寄附金の控除を受けるためには、ふるさと納税を行った翌年に確定申告により寄附金の控除手続を行う必要がある。確定申告の不要な給与所得者等においては、ふるさと納税を行った地方公共団体の数が5団体以内の場合に限り、当該地方公共団体に申請することで確定申告が不要になるワンストップ特例制度を活用して、住民税の税額控除を受けることも可能となった。

図表0-6 ふるさと納税制度が導入された平成20年度からのふるさと納税の受入額等の推移



(単位：億円、万件)

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受入額	81	76	102	121	104	145	388	1652	2844
受入件数	5	5	7	10	12	42	191	726	1271
対前年度比(注)	-	94.5%	132.7%	119.0%	85.5%	139.8%	266.7%	425.4%	172.0%

区分	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受入額	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727
受入件数	1730	2322	2333	3488	4447	5184	5894	5878
対前年度比(注)	128.4%	140.3%	95.0%	137.9%	123.4%	116.2%	115.7%	113.8%

(注) 対前年度比は、ふるさと納税の前年度の受入額に対する当該年度の受入額の割合を示す。

イ 企業版ふるさと納税制度の概要

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税制度」という。）は、平成28年度に導入され、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する制度である（以下、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業からの寄附を「企業版ふるさと納税」という。）。

地方公共団体は、企業から企業版ふるさと納税を受けようとするときは、地方版総合戦略を策定し、これを基に地域再生計画を作成して、内閣府の認定を受けることとなっている。企業版ふるさと納税を行った企業は、その所在する地方公共団体から法人住民税及び法人事業税の税額控除を、国から法人税の税額控除をそれぞれ受けることとなる。

全国の地方公共団体における企業版ふるさと納税の受入額は、制度が開始された28年度は約7億円（約500件）であったが、税額控除割合が引き上げられ、地域再生計画の認定手続が簡素化された令和2年度以降に大幅に増加し、4年度には約340億円（約8,000件）、6年度には約630億円（約1万8000件）となっている。

(注6) 企業版ふるさと納税制度は、当初、平成28年度から令和元年度までの4年間の時限措置として導入され、その後、制度が5年間延長され6年度までとなるのと合わせて、税額控除割合の引上げなどが行われた。そして、6年12月には、更に9年度までの3年間延長されることとなった。

(注7) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条又は第10条の規定に基づき、国の総合戦略を勘案して策定するよう努めることとなっている都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のことをいう。

(注8) 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数は、令和7年4月1日時点で、46道府県及び1,491市町村となっている。

(4) 過去の検査の実施状況

会計検査院は、地方財政計画等の状況について、平成17年6月に参議院から国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づく検査要請を受けて、その検査結果を18年10月に「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」として報告（以下、この報告を「18年報告」という。）している。18年報告では、地方財政計画の歳出の区分ごとの決算額の状況として、一般行政経費、投資的経費（単独）及び給与関係経費について、地方財政計画額と決算額との間にかい離が生じていることなどを記述している。

また、18年報告以降の地方財政計画額とこれに対応する決算額とのかい離の状況等について検査した状況を取りまとめ、26年4月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、国会及び内閣に対して報告（以下、この報告を「26年報告」という。）している。

26年報告のうち、地方財政計画に係る所見は次のとおりである。

地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保する意義や役割があるとされており、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担による地方交付税の加算額にも影響を及ぼす可能性がある。このため、その見込みが適切であったかについての事後的な検証、特に、所要経費の積上げではなくその総額が枠として計上される項目のある歳出総額についての事後的な検証が重要となり、その検証のためには地方財政計画額と決算額を比較してそのかい離の状況を把握することが有効である。総務省は、一定の修正を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を公表しており、このかい離の状況は後年度における地方財政計画の総額、ひいては地方交付税総額に係る議論にも影響することが想定される。

総務省は、これまでも地方財政計画の合理化、適正化に努めてきており、地方財政計画額（歳出）と決算額（歳出）とのかい離額は一旦縮小したものの、21年度以降拡大している。そして、地方財政計画と普通会計決算との比較については、現行の比較においては全体として決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る結果となっているが、基金取崩額、超過課税等及び貸付金に係るかい離のように決算額が地方財政計画額を上回る要因があることに留意が必要である。

したがって、地方財政計画額と決算額とのかい離の要因についてその全てを把握することは困難であるが、総務省において、これらの現状を踏まえて、地方財政計画の妥当性の検証に当たっては、引き続きかい離の把握に努めるとともに、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、より透明性の確保を図ることが求められる。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

地方財政については、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応等のために国庫支出金が大幅に増加しており、特にコロナ交付金は2年度から4年度までの3年間にわたり、国において補正予算等により計18兆3259億円が予算措置された。また、元年度末から5年度末までにかけて地方公共団体の基金の積立金現在高が約6兆円増加したことのほか、ふるさと納税は受入額が年々増加しているなど、地方財政を取り巻く状況は大きく変化している。

地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保するなどの意義・役割があるとされている。そして、地方交付税の総額は、地方財政計画において財源不足が見込まれる場合には、それを補填する措置と併せて決定されることから、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性がある。このため、地方財政計画額については、その妥当性が求められ、地方財政計画額と決算額とを比較してそのかい離の状況を把握することなどにより、地方財政計画額の見込みが適切であったかについての事後検証を適切に行い、地方財政計画へ反映していくことが重要である。

そこで、会計検査院は、有効性、透明性の確保、国民への説明責任の向上等の観点から、地方財政計画について、事後検証を中心に次のような点に着眼して検査した。

ア 26年報告のフォローアップとして、地方財政計画と国の予算との関係、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況並びに26年報告以降の総務省におけるかい離の把握等の事後検証の状況及びかい離の状況の公表等に係る取組状況はどのようになっているか。

イ 2年度から数年間にわたり国の補正予算又は予備費により多額の予算措置が行われ、全国の地方公共団体に交付されたコロナ交付金がどのように執行され、地方財政にどのように影響しているか。

ウ ふるさと納税の受入額等が地方財政計画へどのように反映されているか。また、ふるさと納税に係る地方財政計画額と決算額とのかい離の状況はどのようになっているか。

(注9) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、26年報告以降の状況を検査することとし、(1)ア及びウについては、総務本省において、平成25年度から令和6年度までの地方財政計画及び平成24年度から令和5年度までの決算額を対象とし、これらに関する資料等の提出を受けて説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、(1)イについては、2年度から5年度までの間に交付されたコロナ交付金を対象とし、内閣府本府、総務本省、18道県及び13政令指定都市において、予算書、実績報告書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。さらに、(1)イ及びウについては、46都道府県、20政令指定都市及び

(注13)
315市区町村の計381団体から調書の提出を受けて、その内容を確認するなどの方法により検査した。

(注10) 18道県 北海道、青森、宮城、秋田、栃木、群馬、埼玉、神奈川、長野、静岡、愛知、滋賀、岡山、高知、福岡、佐賀、熊本、沖縄各県

(注11) 13政令指定都市 札幌、仙台、さいたま、横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、名古屋、岡山、北九州、福岡、熊本各市

(注12) 46都道府県 石川県を除く都道府県

(注13) 315市区町村 政令指定都市及び能登半島地震の被災市町村を除く市区町村から無作為に抽出した。

3 検査の状況

(1) 地方財政計画と国の予算との関係等

ア 地方財政計画と国の予算との関係

地方財政計画は、1(1)ア③のとおり、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保するなどの意義・役割があるとされている。6年度の地方財政計画と国の予算との関係についてみると、地方財政計画額は93.6兆円であり、地方財政計画の歳入は、地方交付税、国庫支出金等の国の予算から移転される財源が計38.3兆円となっていて約4割を占めていた（図表1-1参照）。

また、地方財政計画は、地方団体の実際の収支見込額を積み上げたものではなく、標準的な水準における収支見込額をその区分に応じて計上するものである。地方財政計画には、計上内容及び計上額の算定方法が示されていない区分があることなどから、会計検査院において、地方財政計画と国の予算との関係を整理するために、4年度から6年度までの地方財政計画の具体的な計上内容及び計上額の算定方法についてみたところ、別図表1のとおりとなっていて、所要経費を積み上げて計上しているものもあれば、所要経費の総額を枠として計上しているもの（以下「枠計上経費」という。）もあった。

図表1-1 令和6年度の地方財政計画と国の予算との関係

(単位：兆円)

[国 一般会計]		[国 交付税及び譲与税 配付金特別会計]		[地方財政計画]	
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
112.6	112.6			93.6	93.6
租税及び印紙 収入 69.6	地方交付税 16.7 注(1)	特別法人事業 税等 2.7	地方譲与税 2.7	地方税 42.7	給与関係経費 20.2
	地方特例交付 金等 1.1	① 一般会計より 受入 17.8	地方交付税 18.7		一般行政経費 43.7
	地方への国庫 補助金等 28.4 注(2)	地方法人税等 2.6	地方特例交付 金等 1.1	注(3)	
	その他の歳出 39.4	他会計からの 繰入金 0.2	その他 0.7	地方譲与税 2.7	
公債金 35.4				地方交付税 18.7	
				地方特例交付 金等 1.1	公債費 10.9
				地方債 6.3	
				国庫支出金 15.8 注(2)	投資的経費 12.0
その他 7.5	国債費 27.0			その他 6.3	その他 6.8

国の予算から移転される財源 計 38.3兆円

- 注(1) 地方交付税については、国税である所得税、法人税、酒税及び消費税の収入額に地方交付税法第6条に規定する率を乗じた分が一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に繰り入れられて(①)、これに地方法人税、前年度からの繰越金等を加減算したものが交付税特会の歳出の地方交付税となり、地方財政計画の歳入の地方交付税となる(②)。
- 注(2) 一般会計歳出のうち地方への国庫補助金等28.4兆円は、普通会計及び地方公営事業会計に対するものである。また、地方財政計画の歳入の国庫支出金15.8兆円は、普通会計の歳入となる国の一般会計及び交付税特会以外の特別会計からの国庫補助金等であるため、両者の金額は一致しない。
- 注(3) 網掛け部分は、地方交付税、国庫支出金等の国の予算から移転される財源部分である。
- 注(4) 表示単位未満は四捨五入している。

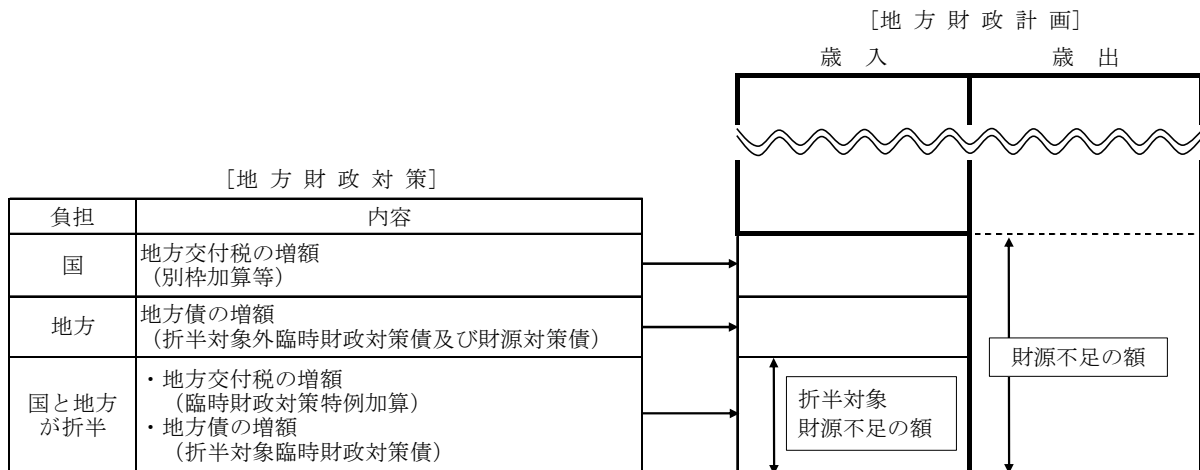
イ 地方財政計画における財源不足の額及びこれに対する国の予算措置等

地方財政計画の策定において、地方団体の歳入歳出総額の見込額を算定する上で、地方交付税の法定率分を含めた歳入総額が歳出総額を下回り財源不足が見込ま

れる場合には、地方交付税の増額、地方債の増額等により財源不足の額を補填する措置である地方財政対策を講じて収支の均衡を図る調整が行われる。地方財政対策には、国と地方を通じた適切な財政負担という観点から、国又は地方がそれぞれ負担するもの及び国と地方が折半して負担するものがある。国又は地方がそれぞれ負担するものについては、国負担分として、国の一般会計からの別枠加算等により地方交付税を増額するものがあり、地方負担分として、既往の臨時財政対策債の元利償還金相当額に対する臨時財政対策債（以下「折半対象外臨時財政対策債」という。）及び財源対策債により地方債を増額するものがある。また、これらを除いた残余の財源不足の額に対しては、国と地方が折半して負担する。折半対象の国負担分として、国の一般会計からの特例の加算措置である臨時財政対策特例加算により地方交付税を増額するものがあり、折半対象の地方負担分として、臨時財政対策債（以下、折半対象の財源不足に対する臨時財政対策債を「折半対象臨時財政対策債」という。）により地方債を増額するものがある（図表1-2参照）。

(注14) 臨時財政対策債 一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債

図表1-2 地方財政計画における財源不足の額に対する地方財政対策の概念図

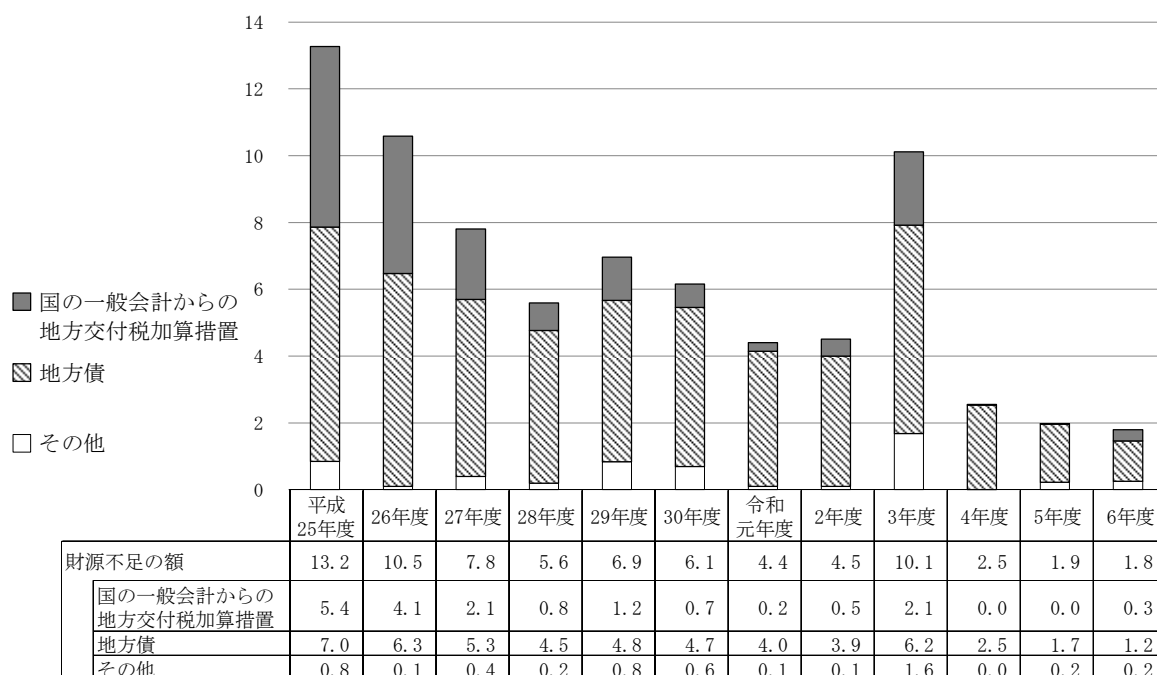


(ア) 地方財政計画における財源不足の額の推移

平成25年度以降の地方財政計画における財源不足の額の推移についてみると、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、6年度には1.8兆円まで減少していた（図表1-3参照）。

図表1-3 地方財政計画における財源不足の額の推移

(単位：兆円)



注(1) 「国の一般会計からの地方交付税加算措置」には、臨時財政対策特例加算による地方交付税の増額等を計上している。

注(2) 「地方債」には、臨時財政対策債等を計上している。

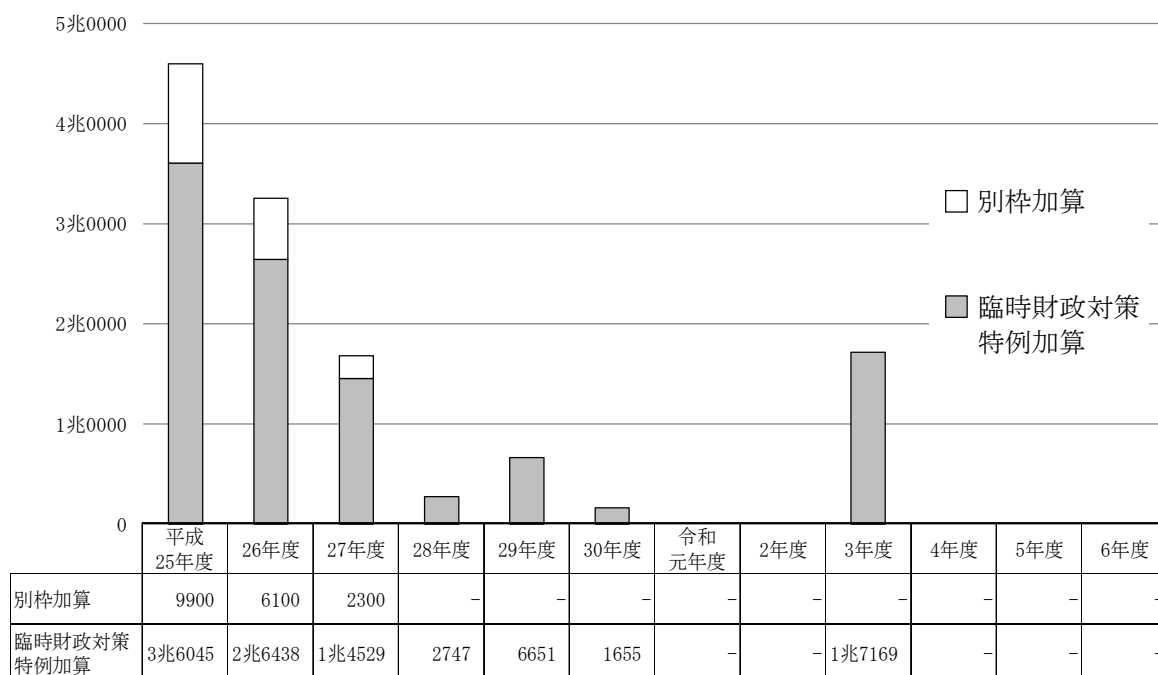
注(3) 「その他」には、交付税特会の剰余金の活用分等を計上している。

(イ) 財源不足の額に対する国の予算措置等の状況

地方財政計画における財源不足の額に対する地方財政対策のうち、国の予算措置等について、一般会計からの別枠加算及び臨時財政対策特例加算の推移をみると、別枠加算及び臨時財政対策特例加算は共に平成25年度以降減少傾向にあり、別枠加算は、28年度以降行われておらず、また、臨時財政対策特例加算は、令和元年度以降3年度を除いて行われていなかった(図表1-4参照)。総務省は、3年度に一般会計から臨時財政対策特例加算を措置した理由について、コロナ禍における収収減、社会保障関係費の増加等が見込まれて財源不足が生じたためとしている。

図表1-4 国の一般会計からの別枠加算及び臨時財政対策特例加算の推移

(単位：億円)



(ウ) 財源不足の額に対する地方の予算措置等の状況

地方財政計画における財源不足の額に対する地方財政対策のうち、地方の予算措置等について、臨時財政対策債の計上額及びその発行額の推移をみると、平成24年度以降、令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、5年度の臨時財政対策債の計上額及びその発行額は共に1兆円を下回っていた（図表1-5参照）。

また、臨時財政対策債の計上額に対する発行額の割合は、平成24年度以降は90%台で推移していたが、令和3年度は80.6%となっていた。同年度の発行割合が他の年度と比べて低くなっている理由について、総務省は、同年度の^(注15) 税収の上振れに伴う普通交付税の再算定において、臨時財政対策債償還基金費が措置されたことなどを踏まえ、臨時財政対策債の一部を発行しない地方団体があったためなどとしている。

(注15) 臨時財政対策債償還基金費 地方団体が臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費の財源として措置されるもの。総務省は、毎年度7月に、基準財政需要の算定基準等に基づき各地方団体の普通交付税の配分額を決定しているが、当該年度の税収の変動等に伴い配分額の再算定を行うこととしている。

図表1-5 臨時財政対策債の計上額等の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
臨時財政対策債の計上額	6兆1333	6兆2132	5兆5952	4兆5250	3兆7880	4兆0452	3兆9865
臨時財政対策債発行額 (計上額に対する割合)	5兆9157 (96.4)	6兆0378 (97.1)	5兆4647 (97.6)	4兆4336 (97.9)	3兆7393 (98.7)	3兆9882 (98.5)	3兆9394 (98.8)

区 分	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
臨時財政対策債の計上額	3兆2568	3兆1398	5兆4796	1兆7805	9946	4544
臨時財政対策債発行額 (計上額に対する割合)	3兆2310 (99.2)	3兆1115 (99.0)	4兆4212 (80.6)	1兆6401 (92.1)	9445 (94.9)	

臨時財政対策債を含む地方債の計上額及び地方債現在高についてみると、地方財政計画における地方債計上額は、平成24年度から令和6年度までの間で11兆円台から6兆円台までの間で推移していた（図表1-6参照）。

このうち折半対象臨時財政対策債分については、平成24年度から30年度までの間で3兆円台から1655億円まで減少し、令和元年度以降は、3年度を除き計上されていなかった。折半対象外臨時財政対策債分については、平成30年度の3兆8210億円をピークとして令和6年度には4544億円まで減少していた。

一方で、地方債現在高は、平成24年度末から令和5年度末までの間で145兆円台から139兆円台までの間で推移しており、そのうち臨時財政対策債についてみると、平成24年度末から令和3年度末までの間で40兆6044億円から54兆1074億円まで増加していた。その後、同年度末をピークとして5年度末は49兆0461億円まで減少していたが、依然として高水準となっていた（図表1-6参照）。

図表1-6 地方財政計画の地方債計上額及び地方債現在高の推移

(単位：億円)

区 分	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方債計上額	11兆1654	11兆1517	10兆5570	9兆5009	8兆8607	9兆1907	9兆2186
折半対象臨時財政対策債分	3兆8361	3兆6045	2兆6438	1兆4529	2747	6651	1655
折半対象外臨時財政対策債分	2兆2972	2兆6086	2兆9513	3兆0720	3兆5133	3兆3802	3兆8210
地方債現在高	144兆7266	145兆9171	145兆9841	145兆5143	144兆9087	144兆2891	143兆6549
臨時財政対策債	40兆6044	44兆9647	48兆4840	50兆6667	51兆8950	53兆0910	53兆9793

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
地方債計上額	9兆4282	9兆2783	11兆2407	7兆6077	6兆8163	6兆3103
折半対象臨時財政対策債分	-	-	1兆7169	-	-	-
折半対象外臨時財政対策債分	3兆2568	3兆1398	3兆7627	1兆7805	9946	4544
地方債現在高	143兆4565	144兆5697	144兆5810	141兆7384	139兆6175	
臨時財政対策債	53兆9662	53兆6156	54兆1074	51兆8860	49兆0461	

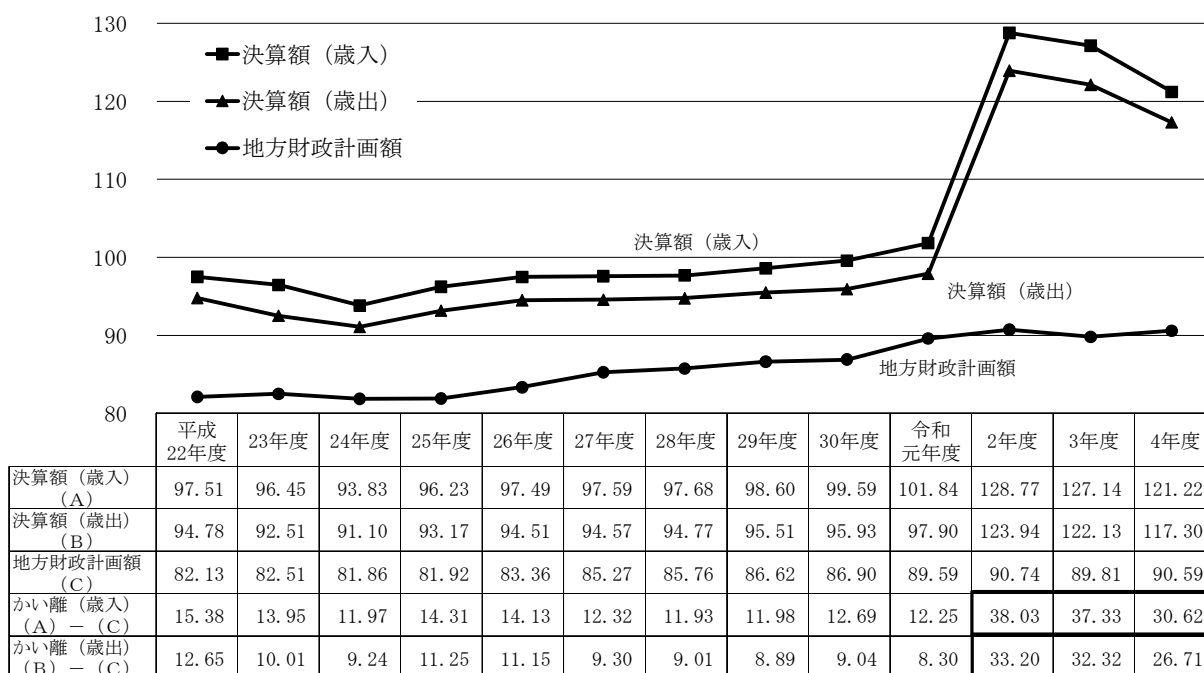
(2) 地方財政計画の事後検証における地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等

前記のとおり、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性がある。このため、地方財政計画額については、その妥当性が求められ、地方財政計画額と決算額とを比較してそのかい離の状況を把握することなどにより、地方財政計画額の見込みが適切であったかについての事後検証を行うことが重要である。

そこで、平成22年度から令和4年度までの間（後述する総務省がかい離の状況の公表対象とした期間）における地方財政計画額の推移を決算額の推移と併せてみると、歳入歳出共に、決算額は地方財政計画額を大きく上回っていた。そして、そのかい離についてみると、平成22年度から令和元年度までは、歳入のかい離が11兆円台から15兆円台まで、歳出のかい離が8兆円台から12兆円台まででそれぞれ推移していたが、新型コロナウイルス感染症対応が本格化した2年度以降は、歳入のかい離が30兆円台から38兆円台まで、歳出のかい離が26兆円台から33兆円台までと、いずれもかい離は大きくなっていった（図表2-1参照）。

図表2-1 地方財政計画額と決算額の推移

(単位：兆円)



(注) 表示単位未満は四捨五入している。

上記のようにかい離が生ずるのは、地方財政計画額は、地方団体の標準的な水準における収支見込額を計上しており、実際の歳入歳出額の全体を把握するものではないこと、単年度の収支見込額を当初予算ベースで見込んでおり、繰越事業費、国の補正予算等による国庫支出金等は計上されていないことなどのためである。また、2年度以降は、補正予算等により多額のコロナ交付金等が予算措置されたことなどによりかい離が大きくなっている。

このように、地方財政計画額と決算額との間には毎年度かい離が生ずることから、総務省は、事後検証として、次の①から③までの修正を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行っており、平成29年度以降は、①から③までに加えて④の修正も行った上で比較を行っていた。加えて、他の年度に比べてかい離が大きく生じた歳入歳出区分については、かい離の主たる要因について分析を行っていた。また、同省は、令和5年度に、4年度から平成22年度まで遡って①から④までの修正を行って算出した歳出の総額及び一部の歳出区分に係るかい離の状況を公表していた。

① 歳入歳出区分が地方財政計画と普通会計決算とでは一致していないことから、両者が対応するよう移替えを行う。

② 年度途中の補正予算等により追加された事業等について、地方財政計画の歳入に

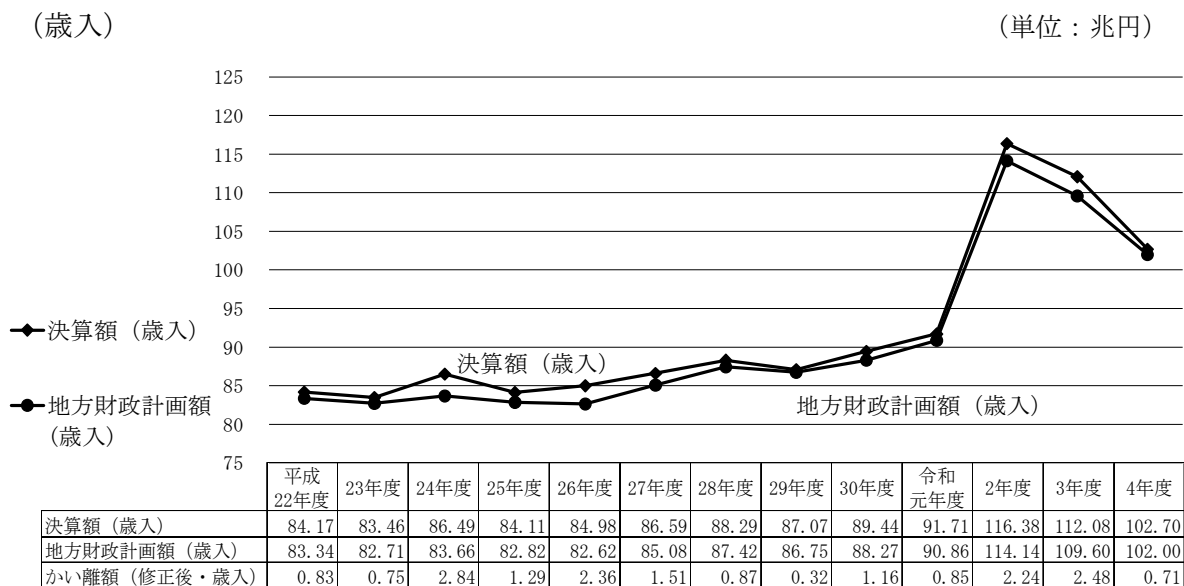
において国庫支出金及び地方債を増額するとともに、歳出において一般行政経費及び投資的経費を増額する。なお、令和2年度から数年間にわたり国において補正予算等により多額の予算措置が行われているコロナ交付金についても、この修正を行っている。

③ 決算額の歳入において前年度からの繰越額を控除するとともに、歳出において翌年度への繰越額を加算するほか、地方財政計画の対象外とされている歳入歳出額、例えば、歳入では地方税の超過課税等による収入分、基金からの繰入金等、歳出では基金への積立金等を控除する。

④ 歳入については雑収入から、また、歳出については一般行政経費から同年度内に返還される貸付金（以下「年度内貸付け」という。）を控除する。

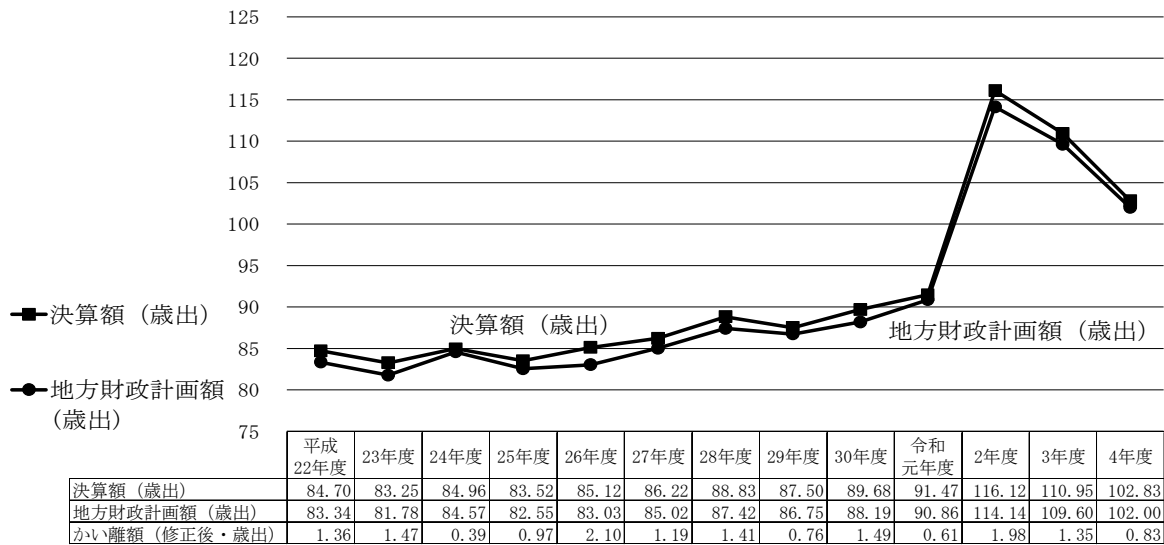
このように、総務省は、事後検証として、地方財政計画額と決算額について①から④までの修正を行った上でかい離の状況を把握し、歳出のかい離の状況についてはその結果を公表していたが、歳入については公表していなかった。そこで、歳入についても①から④までの修正を行った上での地方財政計画額と決算額とのかい離額（以下、修正後の決算額から修正後の地方財政計画額を控除した額を「かい離額」という。）の状況を示すと、図表2-2のとおり、歳入歳出共に、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていて、歳入は0.32兆円から2.84兆円までの間で、歳出は0.39兆円から2.10兆円までの間で、それぞれ推移していた。

図表2-2 修正後の地方財政計画額と決算額の推移



(歳出)

(単位：兆円)



注 (1) 26年報告において報告した平成22年度のかい離額は、歳入歳出共に約5兆円の規模であったが、今回、④の修正を行った結果、同年度のかい離額は歳入歳出共に2兆円を下回る規模となっている。

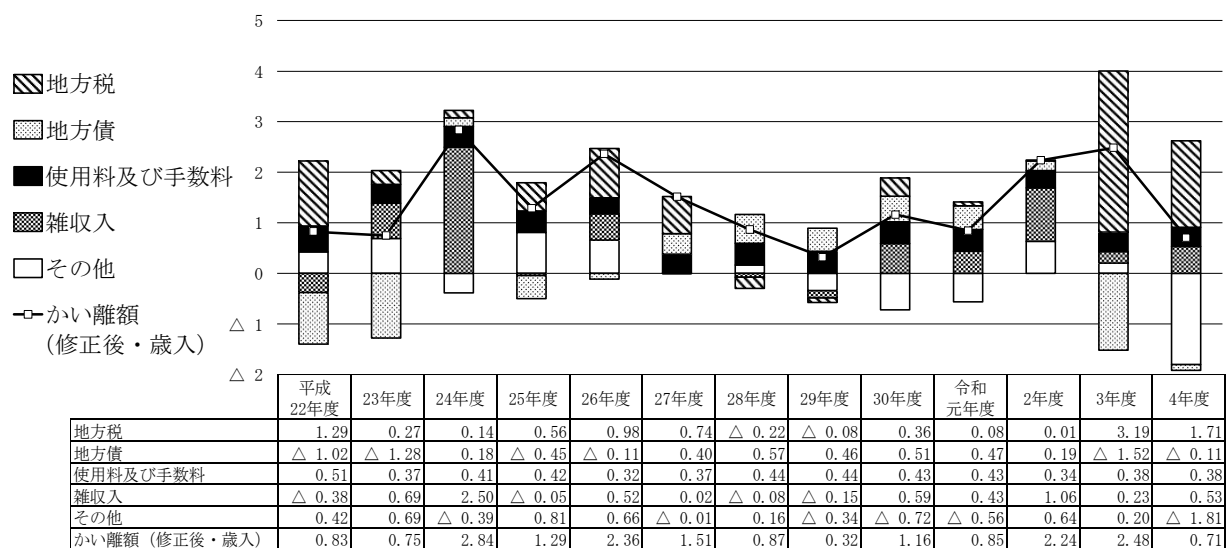
注 (2) 表示単位未満は四捨五入している。

ア 歳入のかい離額

各年度とも全体として決算額が地方財政計画額を上回るかい離額が生じていた歳入について、かい離額を区分別にみると、年度によっては決算額が地方財政計画額を下回っている区分が見受けられたが、使用料及び手数料は、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていた（図表2-3参照）。

図表2-3 歳入区分別のかい離額等の推移

(単位：兆円)



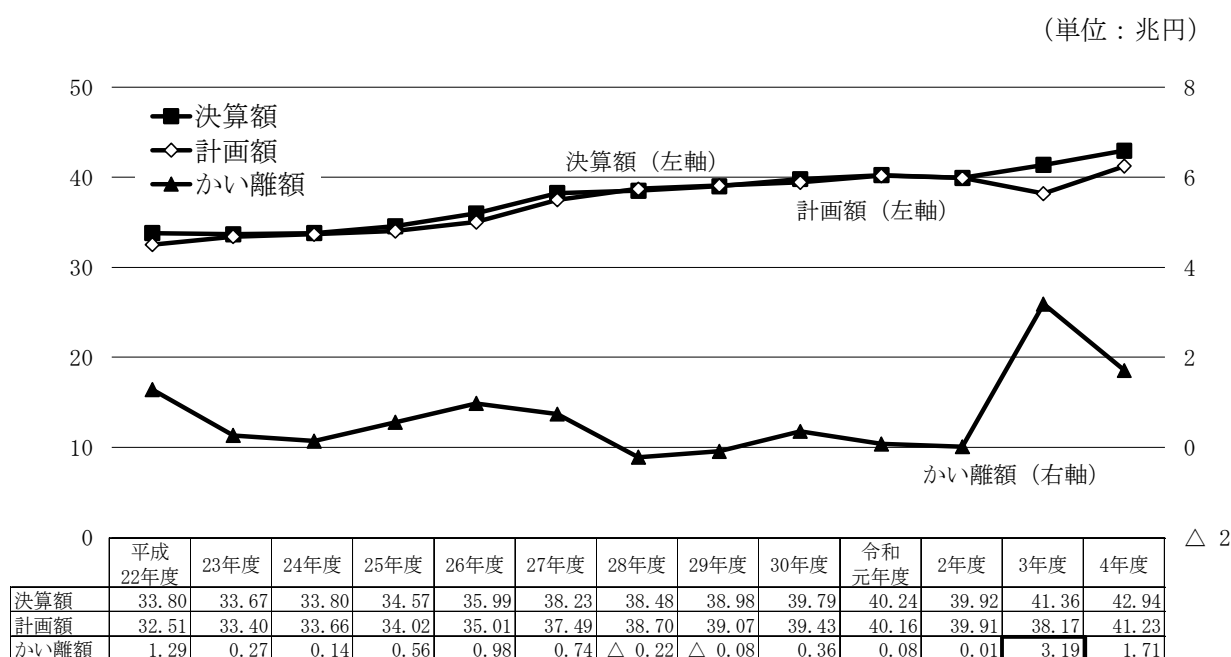
(注) 表示単位未満は四捨五入している。

そこで、26年報告のフォローアップとして、地方税、地方債、使用料及び手数料並びに雑収入について、その後のかい離額及びかい離の主たる要因をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 地方税のかい離額

平成23年度から令和2年度までのかい離額は1兆円を下回っていたが、3年度には決算額が地方財政計画額を上回り、そのかい離額は3.19兆円となっていた（図表2-4参照）。この要因について、総務省は、同年度の地方税は、2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症が経済及び企業の業績に悪影響を与え、法人事業税等を中心に大幅な減収が生ずると想定していたところ、実際には、好調な企業収益を背景とした法人事業税等の増収並びに消費及び輸入の増加等による地方消費税の増収により、決算額が地方財政計画額を大きく上回る結果となったことが考えられるとしている。

図表2-4 地方税のかい離額の推移



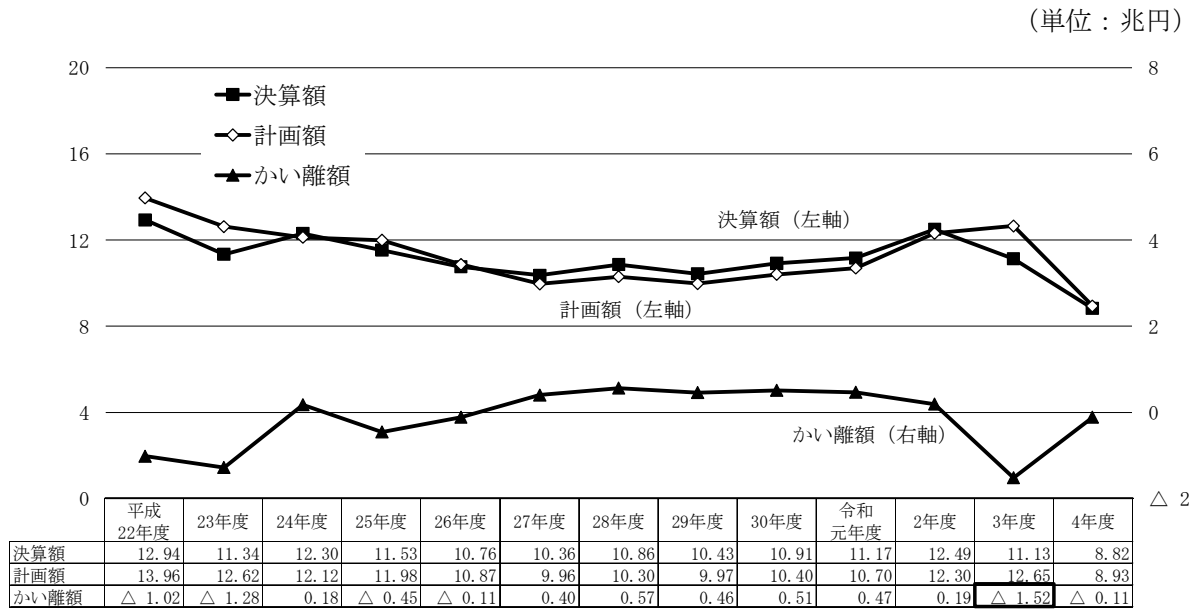
(注) 表示単位未満は四捨五入している。

(イ) 地方債のかい離額

平成27年度から令和2年度までは決算額が地方財政計画額を上回っていたが、3年度には決算額が地方財政計画額を下回り、そのかい離額は△1.52兆円となっていた（図表2-5参照）。この要因について、(1)イ(ウ)のとおり、総務省は、同年度の地方財政計画額においては、臨時財政対策債の計上額が増加したことにより地

方債も増加したが、普通交付税の再算定に伴う臨時財政対策償還基金費が措置されたことなどを踏まえ、臨時財政対策債の一部を発行しない地方団体があったことにより地方債の発行額が抑えられたことが考えられるとしている。

図表2-5 地方債のかい離額の推移

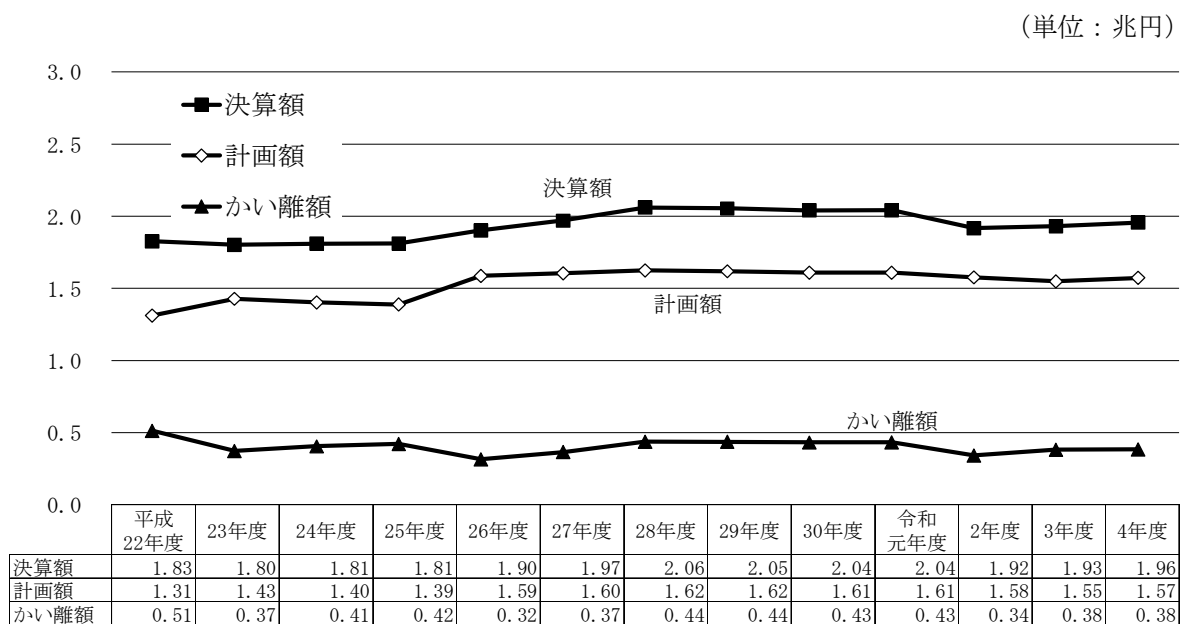


(注) 表示単位未満は四捨五入している。

(ウ) 使用料及び手数料のかい離額

平成22年度から令和4年度まで、決算額が地方財政計画額を上回っていて、そのかい離額は0.32兆円から0.51兆円までの間で推移していた(図表2-6参照)。

図表2-6 使用料及び手数料のかい離額の推移



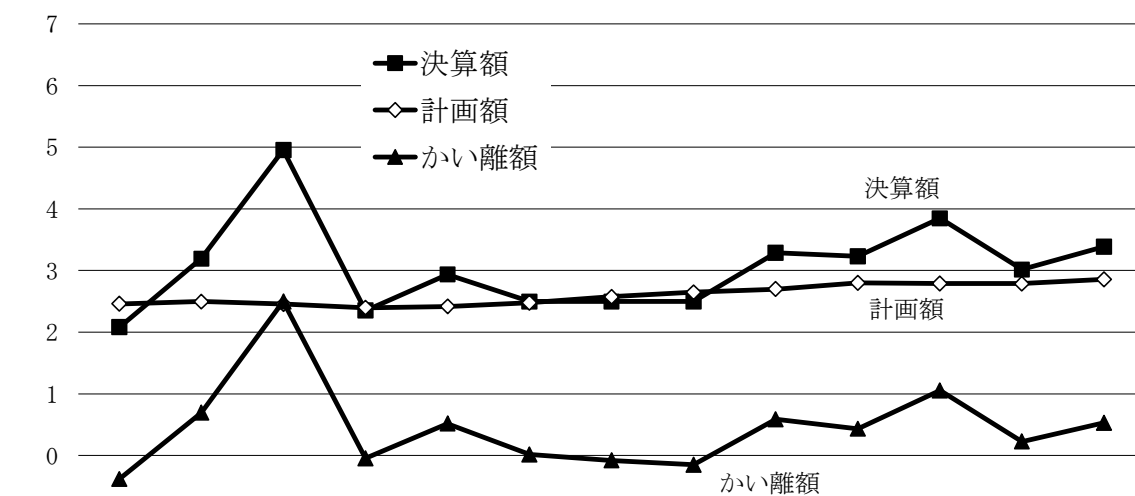
(注) 表示単位未満は四捨五入している。

(エ) 雑収入の[・]かい離額

平成22年度から令和4年度までは、平成24年度及び令和2年度を除き、[・]かい離額は0.69兆円以下で推移していた（図表2-7参照）。平成24年度及び令和2年度にかい離額が大きくなった要因について、総務省は、明確な要因を特定できなかったとしている。

図表2-7 雑収入の[・]かい離額の推移

(単位：兆円)



△ 1

	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	2.08	3.19	4.95	2.35	2.94	2.50	2.50	2.50	3.29	3.23	3.84	3.01	3.39
計画額	2.46	2.50	2.45	2.40	2.42	2.48	2.57	2.65	2.70	2.80	2.79	2.79	2.86
かい離額	△ 0.38	0.69	2.50	△ 0.05	0.52	0.02	△ 0.08	△ 0.15	0.59	0.43	1.06	0.23	0.53

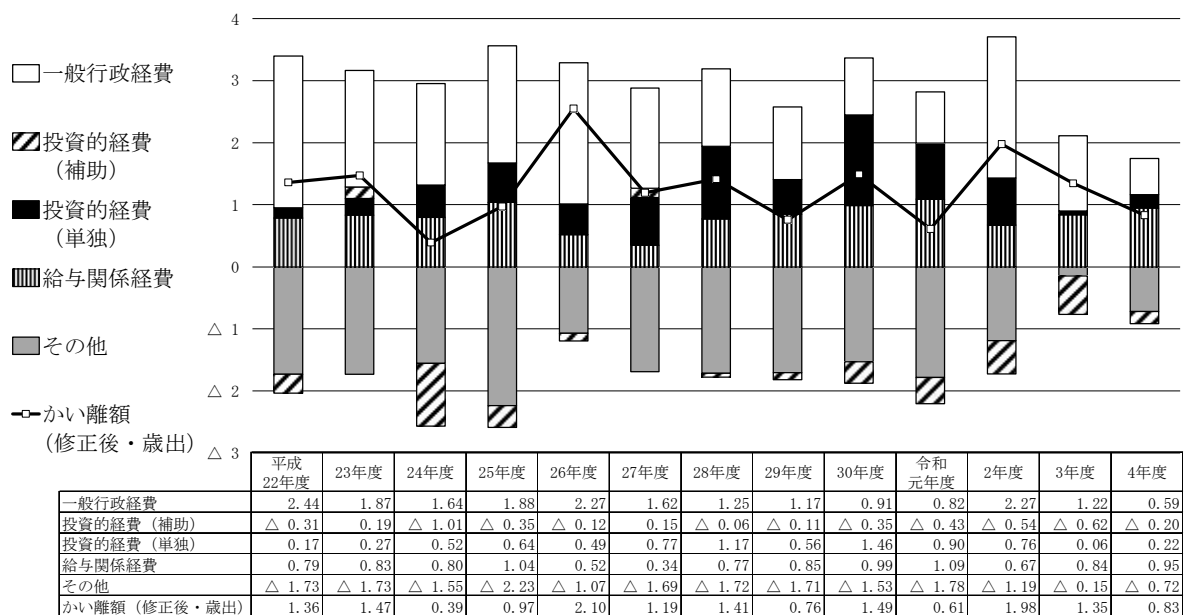
(注) 表示単位未満は四捨五入している。

イ 歳出の[・]かい離額

各年度とも全体として決算額が地方財政計画額を上回る[・]かい離額が生じていた歳出について、[・]かい離額を区分別にみると、投資的経費（補助）及びその他の区分は、平成23年度及び27年度の投資的経費（補助）を除くと、各年度とも決算額が地方財政計画額を下回っていたが、一般行政経費、投資的経費（単独）及び給与関係経費については、各年度とも決算額が地方財政計画額を上回っていた（図表2-8参照）。

図表2-8 歳出区分別の「かい離額」等の推移

(単位：兆円)



(注) 表示単位未満は四捨五入している。

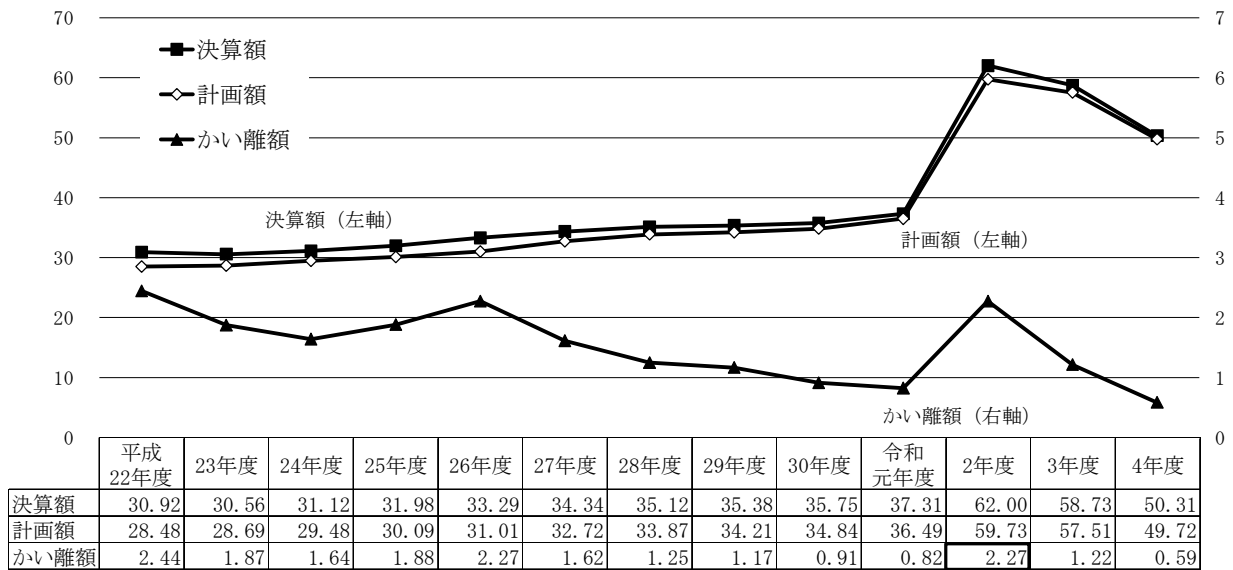
そこで、26年報告のフォローアップとして、決算額が地方財政計画額を上回っていた一般行政経費、投資的経費(単独)及び給与関係経費について、その後の「かい離額」及び「かい離」の主たる要因をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 一般行政経費の「かい離額」

22年度から令和元年度までは「かい離額」はおおむね縮小傾向にあったが、2年度は2兆円を超えていた(図表2-9参照)。この要因について、総務省は、新型コロナウイルス感染症に伴う制度融資に係る預託金の増加等によるものと考えられるとしている。

図表2-9 一般行政経費のかい離額の推移

(単位：兆円)



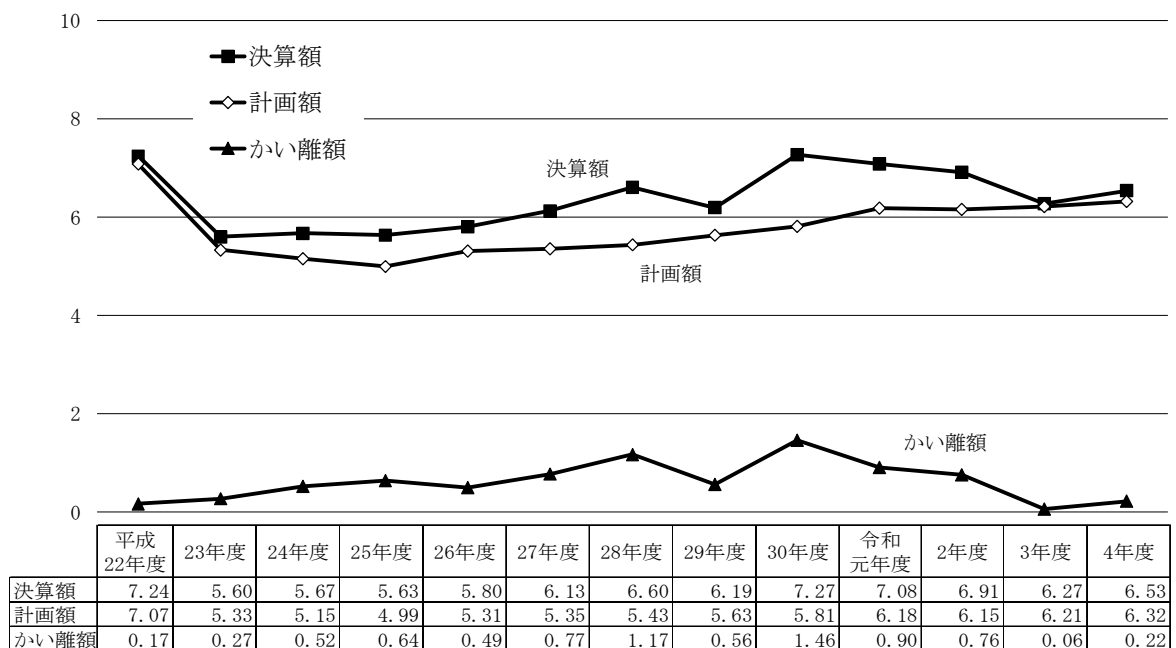
(注) 表示単位未満は四捨五入している。

(イ) 投資的経費（単独）のかい離額

平成22年度から令和4年度まで、決算額が地方財政計画額を上回っていて、そのかい離額は0.06兆円から1.46兆円までの間で推移していた（図表2-10参照）。

図表2-10 投資的経費（単独）のかい離額の推移

(単位：兆円)

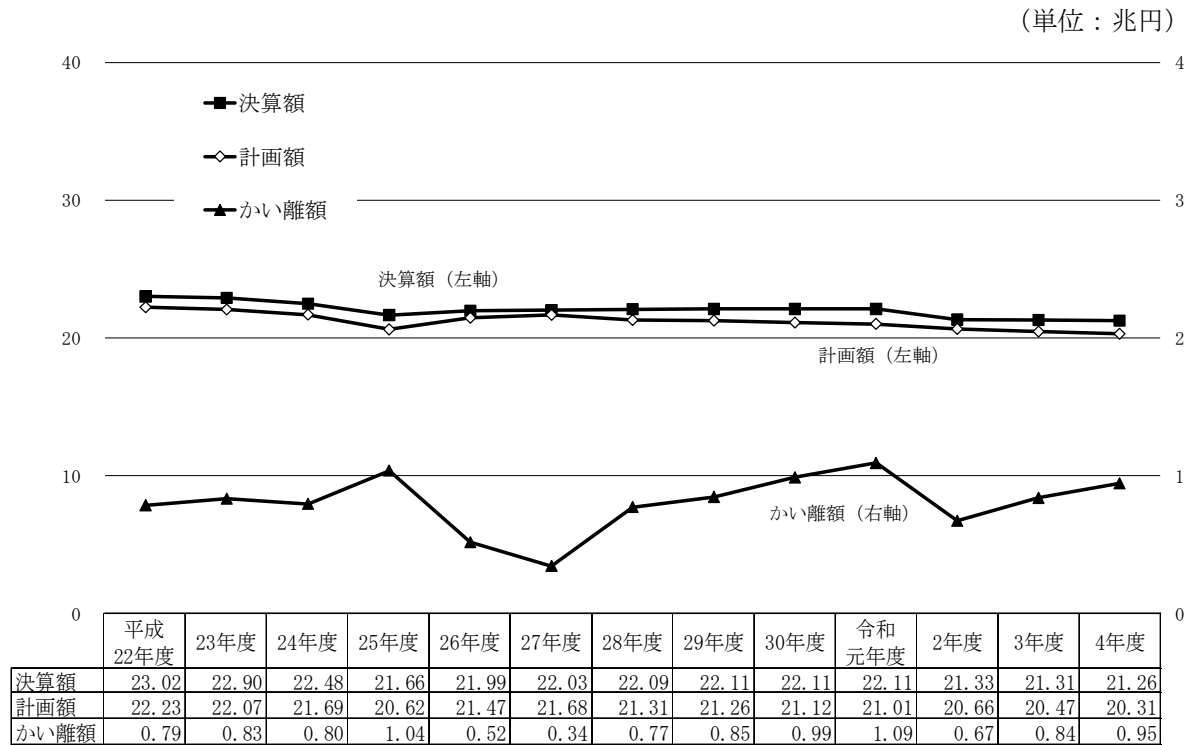


(注) 表示単位未満は四捨五入している。

(ウ) 給与関係経費のかい離額

平成22年度から令和4年度まで、決算額が地方財政計画額を上回っていて、そのかい離額は0.34兆円から1.09兆円までの間で推移していた（図表2-11参照）。

図表2-11 給与関係経費のかい離額の推移



(注) 表示単位未満は四捨五入している。

ウ 26年報告の所見に対する総務省の取組状況

総務省は、事後検証として地方財政計画額と決算額とを比較して、かい離の状況を把握し、歳出総額及び一部の歳出区分に係るかい離の状況を公表していた。

会計検査院は、イ(ア)から(ウ)までに記述した比較に関して、26年報告の所見において、次の①及び②のとおり記述している。

- ① 地方財政計画と普通会計決算との比較については、現行の比較においては全体として決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る結果となっているが、基金取崩額、超過課税等及び貸付金に係るかい離のように決算額が地方財政計画額を上回る要因があることに留意が必要である。
- ② 総務省において、これらの現状を踏まえて、地方財政計画の妥当性の検証に当たっては、引き続きかい離の把握に努めるとともに、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情

報の提供を行うことで、より透明性の確保を図ることが求められる。

そこで、26年報告の所見に対するその後の総務省の取組状況をみたところ、次のとおり、貸付金については、平成29年度以降、年度内貸付けに係る額を控除する修正を行うなどしていた一方で、基金取崩額及び超過課税等については、かい離の状況の公表に際して、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供に係る取組を行っていなかった。

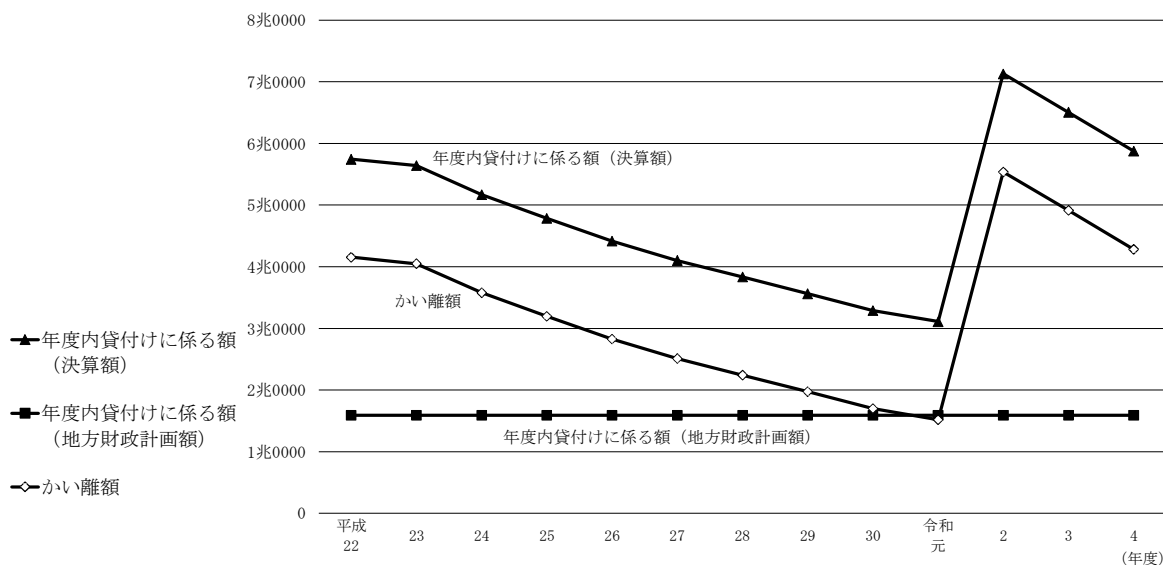
(ア) 貸付金

26年報告においては、貸付金の地方財政計画への計上について、貸付金は年度により変動が大きく、一般財源等の額に影響を与えない貸付金により地方財政計画額全体が大きく変動しないようにするため、総務省は毎年度ほぼ同額を計上するとしていた。また、年度内貸付けは、年度当初に金融機関等へ貸し付けられたものが年度末には返還されることから実質的な歳入歳出とはいえないこととなるが、貸付金に係る決算額の大半を占めているとしていた。

そこで、年度内貸付けについて、地方財政計画額、決算額及びそのかい離の状況をみたところ、22年度から令和4年度まで決算額が地方財政計画額を上回るかい離が生じていた。そして、そのかい離の推移についてみると、平成22年度には4兆1547億円となっていたかい離は令和元年度には1兆5186億円まで縮小していたものの、2年度には5兆5387億円、3年度には4兆9159億円、4年度には4兆2832億円と再び増加していた（図表2-12参照）。この要因について、総務省は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地方公共団体から金融機関への制度融資に係る預託金が増加した結果、多額の預託金が年度末に返還されたことが考えられるためなどとしている。

図表2-12 年度内貸付けに係る額とそのかい離の状況

(単位：億円)



区 分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年度内貸付けに係る額 (決算額) (A)	5兆7448	5兆6403	5兆1691	4兆7851	4兆4156	4兆1015	3兆8323
年度内貸付けに係る額 (地方財政計画額) (B)	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901
かい離額 (A) - (B)	4兆1547	4兆0502	3兆5790	3兆1950	2兆8255	2兆5114	2兆2422

区 分	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
年度内貸付けに係る額 (決算額) (A)	3兆5630	3兆2897	3兆1087	7兆1288	6兆5060	5兆8733
年度内貸付けに係る額 (地方財政計画額) (B)	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901	1兆5901
かい離額 (A) - (B)	1兆9729	1兆6996	1兆5186	5兆5387	4兆9159	4兆2832

総務省は、平成29年度以降、年度内貸付けに係る額を控除する修正を行った上で地方財政計画額と決算額とを比較し、その結果を令和5年度に公表していた。年度内貸付けに係る額を控除することとした理由について、同省は、ある年度の地方団体の歳入及び歳出に同額が計上されるものであり、当該年度の地方団体の実態としての歳入歳出の規模に実質的な影響を与えるものではないことから、地方財政計画額及び決算額の歳入において雑収入から、また、歳出において一般行政経費から、それぞれ年度内貸付けに係る額を控除することとしたとしている。

(イ) 基金取崩額及び超過課税等

基金取崩額及び超過課税等については、総務省による地方財政計画額と決算額との比較のための修正において、決算額（歳入）からは控除されるが、これらを財源とした歳出があった場合に、決算額（歳出）にのみ計上されるため、決算額が地方財政計画額を上回る要因となる（図表2-13及び図表2-14参照）。

図表2-13 基金取崩額に係るかい離の要因

	修正前		比較のための修正後		
	地方財政計画額	決算額	地方財政計画額	決算額	
基金取崩額（歳入）	×	○	×	×	<p>【総務省による地方財政計画額と決算額の比較のための修正】 繰入金として計上される基金取崩額を決算額から控除</p> <p>↑ ↓ 決算額が地方財政計画額を上回る要因</p> <p>基金取崩額を財源とした事業の実施額は決算額にのみ計上されている</p>
基金取崩額を財源とした事業の実施額（歳出）	×	○	×	○	

「○」：計上している
「×」：計上していない

図表2-14 超過課税等に係るかい離の要因

	修正前		比較のための修正後		
	地方財政計画額	決算額	地方財政計画額	決算額	
超過課税等（歳入）	×	○	×	×	<p>【総務省による地方財政計画額と決算額の比較のための修正】 超過課税等を決算額から控除</p> <p>↑ ↓ 決算額が地方財政計画額を上回る要因</p> <p>超過課税等を財源とした歳出は決算額にのみ計上されている</p>
超過課税等を財源とした歳出（歳出）	×	○	×	○	

「○」：計上している
「×」：計上していない

基金取崩額及び超過課税等については、これらの歳入を財源とした歳出額が決算額（歳出）に含まれているものの、決算上、当該歳出額のみを特定することができない（地方公共団体の歳入に計上された超過課税等の状況については別図表2参照）。そのため、決算額（歳出）から当該歳出額を控除することができず、決算額が地方財政計画額を上回る要因の一つとなるが、総務省は、かい離の状況の公表に際して、基金取崩額及び超過課税等がかい離の要因として考え得ることを注記するなどの有用な情報の提供に係る取組を行っていなかった。

基金取崩額については、地方公共団体の基金の積立金現在高が元年度末から5年度末にかけて約6兆円増加している状況を踏まえると、今後、これらの基金を取り崩して事業を実施した場合、その取崩額は、取り崩した年度の決算額（歳出）に計上されることとなるため、決算額が地方財政計画額を上回るかい離を拡大する要因の一つとなる可能性がある。

ア及びイのとおり、平成22年度から令和4年度までの間における地方財政計画額と決算額とのかい離額の状況をみたところ、歳入歳出共に決算額が地方財政計画額を上回っていた。そして、総務省は、3年度の地方税、地方債等のように、他の年度に比べてかい離が大きく生じた歳入歳出区分については、かい離の主たる要因について分析を

行っていた。また、ウのとおり、同省は、平成29年度以降、年度内貸付けに係る額を控除する修正等を行った上で、地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を把握して、その結果を公表していた。一方で、同省は、基金取崩額及び超過課税等については、決算額にのみ歳出額が計上されるため、地方財政計画額との比較においては決算額が上回る要因となるが、かい離の状況の公表に際して、かい離の要因として考え得ることを注記するなどの有用な情報の提供に係る取組を行っていなかった。

地方財政計画は、国の予算編成と関連して策定されることにより、地方財政と国家財政との整合性を確保する意義・役割があるとされており、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性がある。現に(1)イ(イ)及び図表1-4のとおり、国の一般会計から地方交付税を増額する措置が行われていた。地方財政計画額と決算額との間でかい離が生ずることは制度的に予定されているところであるが、そのかい離の状況を把握することなどにより、地方財政計画額の見込みが適切であったかについての事後検証を行うことが重要である。

したがって、総務省において、地方財政計画の事後検証を行うに当たり、かい離の要因の全てを把握することは困難であるが、決算額が地方財政計画額を上回る要因にも配意しつつ、引き続きかい離の把握に努めること、また、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、透明性の確保を引き続き図ることが重要である。

(3) コロナ交付金の執行状況及び地方財政への影響

コロナ交付金は、新型コロナウイルス感染症対応等のため、令和2年度から4年度までの間に、各年度の当初予算ではなく補正予算等により予算措置されたものである。地方財政計画には、年度当初予算ベースで収支見込額を計上することから、コロナ交付金は同計画に計上されていないが、決算額には計上されることになる。このため、前記のとおり、地方財政計画額と決算額との比較に当たっては、地方財政計画額の修正を行うことで適切な比較となるように調整が行われている。

一方で、地方公共団体の基金の積立金現在高は、元年度末から5年度末までにかけて約6兆円増加しており、コロナ交付金は、2年度から4年度までの3年間にわたり、国において補正予算等により計18兆3259億円が予算措置されている。そして、(2)ウ(イ)及

び図表2-13のとおり、基金取崩額について、歳出にはこれを財源とした歳出額が決算額（歳出）に含まれているものの、総務省は、当該歳出額を決算額から控除する修正を行っていないことから、積み立てられた基金が将来的に取り崩された場合には、決算額が地方財政計画額を上回る影響を与えることが考えられる。そこで、コロナ交付金の地方公共団体における執行状況及び地方財政への影響、特に基金の積立金現在高への影響についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア コロナ交付金の執行状況及び基金の積立金現在高への影響等

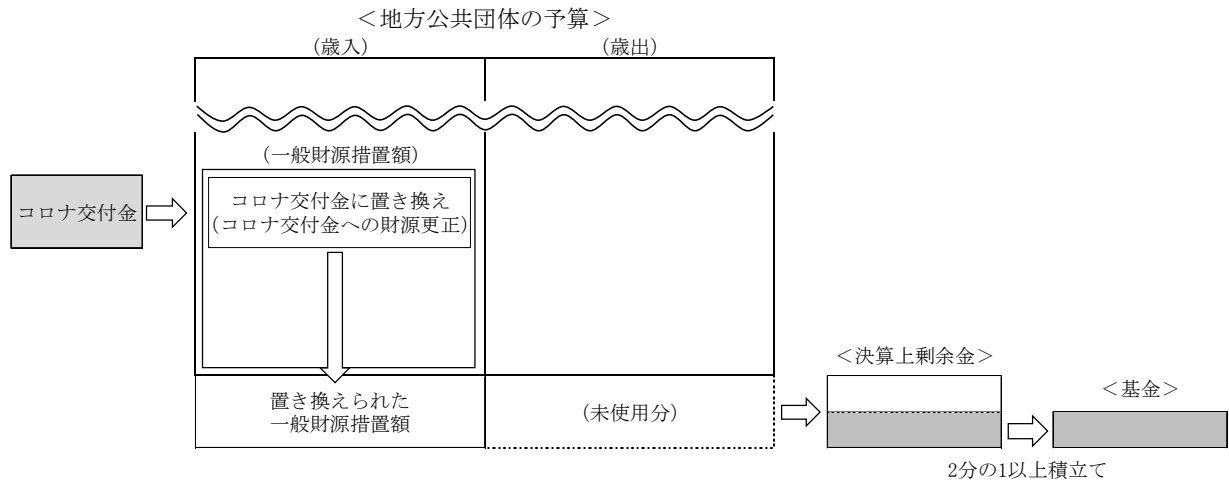
コロナ交付金は、1(2)のとおり、2年度から4年度までの3年間にわたり、国において補正予算等により計18兆3259億円が予算措置されていた。そして、2年度から5年度までの間に、国から全国の地方公共団体に対して計15兆0579億円が交付されていた。

(ア) コロナ交付金への財源更正による決算上剰余金への影響等

1(2)のとおり、コロナ交付金は、地方公共団体が負担する経費に充てるために予算措置され、用途の自由度が高く、様々な事業に活用することが可能な制度であり、また、地方公共団体における当該年度の予算に計上されて実施される事業であれば、総務省によるコロナ交付金の交付決定前に着手した事業であっても交付対象になるとされているほか、コロナ交付金の実施計画に記載されている事業間で交付金充当経費の流用が可能な制度となっている。このため、地方公共団体は、コロナ交付金への財源更正が可能となっている。

コロナ交付金への財源更正が実施され、一般財源の支出が抑制されて、決算上剰余金が生じた場合、当該剰余金のうち2分の1以上の金額が基金に積み立てられることなどにより、地方公共団体の基金の積立金現在高に影響を及ぼす可能性がある（図表3-1参照）。

図表3-1 コロナ交付金の基金への影響の概念図



そこで、調書の対象とした381団体において、2年度から5年度までに実施されたコロナ交付金への財源更正の状況についてみると、381団体のうち313団体においてコロナ交付金への財源更正を実施しており、その件数は14,470件（交付金充当額計1兆5857億円）、財源更正額は計9169億円となっていた。これは、381団体において執行されたコロナ交付金に係る交付金充当額の総額計11兆0959億円の8.2%に相当する（図表3-2参照）。

図表3-2 コロナ交付金への財源更正の状況

(単位：件、億円)

年度	交付金充当額 (A)	財源更正した交付金事業数	財源更正した交付金事業に係る交付金充当額	左記のうち財源更正額 (B)	財源更正した金額の割合 (B) / (A)
令和2	6兆4484	5,731	9188	4178	6.4%
3	1兆8335	3,445	2241	1554	8.4%
4	1兆9467	3,422	3098	2392	12.2%
5	8672	1,872	1328	1043	12.0%
計	11兆0959	14,470	1兆5857	9169	8.2%

(注) 「財源更正した金額の割合」は、各地方公共団体に交付されたコロナ交付金のうち、財源更正が実施された額の割合を示している。

コロナ交付金への財源更正を実施した場合、置き換えられた一般財源措置額が他の事業の財源に振り替えられることで一般財源として一括管理されるなどのため、決算上剰余金となっているかを把握することは原則として困難である。現に、財源更正を実施した交付金事業14,470件のうち、置き換えられた一般財源措置額が決算上剰余金となっているかを把握できないとした事業が13,387件と、全体の92.5%を占めていた。

一方で、置き換えられた一般財源措置額が使用されることなく、そのまま決算上剰余金となったため把握できたとしている事業が1,083件、その財源更正額は計1027億円となっており、これにより1025億円が決算上剰余金となっていた（図表3-3参照）。

図表3-3 財源更正による剰余金計上額

(単位：件、億円)

財源更正した交付金事業						
		決算上剰余金となることが把握できなかった事業		決算上剰余金となることが把握できた事業		
事業数	財源更正額	事業数	財源更正額	事業数	財源更正額	決算上剰余金
14,470	9169	13,387	8142	1,083	1027	1025

このように、国からコロナ交付金の交付を受けた地方公共団体がコロナ交付金への財源更正を実施することにより、置き換えられた一般財源措置額が使用されなかったため、決算上剰余金となっている事業が見受けられた。決算上剰余金が生ずるとその2分の1以上の額を基金に積み立てることなどとなっていることから、これにより基金の積立金現在高に影響を与えていたと考えられる。

(イ) コロナ交付金の一般財源への影響等

コロナ交付金は、地方公共団体が負担する経費に充てるために予算措置され、用途の自由度が高く、様々な事業に活用が可能な制度となっているため、コロナ交付金を充当している事業の中には、施設等の更新計画において当該年度に実施することが計画されていた施設整備等に対して、当該施設整備等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に該当するとしてコロナ交付金を充当している事業もあった。これらの事業においては、従来、一般財源で負担してきたものにコロナ交付金を充当することになるため、コロナ交付金への財源更正が実施された場合と同様、一般財源の支出が抑制される可能性がある。

そこで、①コロナ交付金制度が開始される前は地方公共団体が一般財源で負担していた経費（複数年計画事業、経常的事業、複数年契約、施設・設備の修繕等、分担金・負担金）、②仮にコロナ交付金事業が実施されなかったとしても地方公共団体の負担により実施されていた可能性がある事業に係る経費（公共投資の早期執行等）、③仮にコロナ交付金が予算措置されなければ新型コロナウイルス

ス感染症対策として地方公共団体が負担していた経費（国の補助事業等の地方負担分）等に対して、コロナ交付金がどの程度充当されているかについて検査したところ、381団体のうち324団体において2年度から5年度までに実施された9,535件の交付金事業（総事業費計7468億円）に計2834億円のコロナ交付金が充当されていた。これを態様別に示すと図表3-4のとおりとなる。

図表3-4 コロナ交付金が充当されていた事業に係る経費

（単位：団体、件、億円）

態様		団体数	交付金事業数	総事業費	交付金充当額
複数年計画事業	コロナ交付金制度が開始される前から施設等の更新計画、個別施設計画、地方版総合戦略等の複数年にわたる計画に基づき実施している事業に係る経費	36	233	222	193
経常的事業	コロナ交付金制度が開始される前から毎年経常的に地方負担で実施している事業に係る経費	129	1,225	2723	486
複数年契約	複数年契約（債務負担行為によるもの）又は長期継続契約により実施している事業（事業実施年の前年以前に契約を締結しているもの）に係る経費	30	167	321	282
施設・設備の修繕等	施設・設備の修繕等を実施している事業（故障を修理するもの又は経年による機能低下を改善するものとし、水栓の非接触化、トイレの洋式化といったコロナ対応として機能追加等を実施したものは除く。）に係る経費	55	275	98	88
分担金・負担金	地方公共団体が構成主体である広域連合、一部事務組合等に対してコロナ交付金制度が開始される前から支出することとされている事業の分担金・負担金	28	158	67	55
公共投資の早期執行等	生産性向上、復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策等の国土強靱化等に資する公共投資の事業に係る経費	47	299	91	82
国の補助事業等の地方負担分	コロナ交付金制度要綱別表に記載された国の補助事業の地方負担分	312	7,422	4162	1797
計		324	9,535	7468	2834

（注） 複数の態様に該当する事業については、それぞれの態様に含めて計上しているため、各態様の値を合計しても計欄の値とは一致しない。

コロナ交付金への財源更正は、(ア)のように多くの地方公共団体で実施されており、その結果、コロナ交付金への財源更正により置き換えられた一般財源措置額が使用されず、決算上剰余金となっている状況が見受けられた。また、(イ)のようにコロナ交付金で実施された事業の中には、従来、地方公共団体が一般財源で負担してきたものにコロナ交付金を充当している事業も見受けられた。

これらのことから、コロナ交付金は、基金の積立金現在高に影響を与えていたと考えられる。そして、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、その基金取崩額は、取り崩した年度の決算額（歳出）に計上されることとなるため、決算額が地方財政計画額を上回るかい離を拡大する要因の一つとなる可能性がある。

イ 基金の積立金現在高の状況

地方公共団体の基金の積立金現在高は、元年度末から5年度末までにかけて約6兆円増加している。

そこで、調書の対象とした381団体において、2年度から4年度までの間に残高を有する6,660基金の積立金現在高の増減状況をみると、同期間において積立金現在高が増加した財政調整基金が346基金（84.8%）、減債基金が322基金（83.8%）、その他特定目的基金が3,306基金（56.3%）となっていて、財政調整基金及び減債基金において高い割合で積立金現在高が増加している状況となっていた（図表3-5参照）。

図表3-5 令和2年度末に対する4年度末の基金の積立金現在高の増減状況

（単位：基金、億円）

基金の種別	積立金現在高の増減状況		
	増減	基金数	金額
財政調整基金	増加	346 (84.8%)	1兆4005
	減少	62 (15.1%)	△ 228
	計	408	1兆3776
減債基金	増加	322 (83.8%)	2兆2586
	減少	62 (16.1%)	△ 377
	計	384	2兆2208
その他特定目的基金	増加	3,306 (56.3%)	2兆3294
	減少	2,562 (43.6%)	△ 1兆1520
	計	5,868	1兆1773
基金全体	増加	3,974 (59.6%)	5兆9886
	減少	2,686 (40.3%)	△ 1兆2127
	合計	6,660	4兆7759

注 (1) 令和3年度又は4年度に新たに設置された基金は「増加」に、廃止された基金は「減少」に含めている。また、基金の積立金現在高に増減がないものは「減少」に含めている。

注 (2) 括弧書きは計又は合計に対する割合を示している。

(4) ふるさと納税の受入額等の地方財政計画への反映状況等

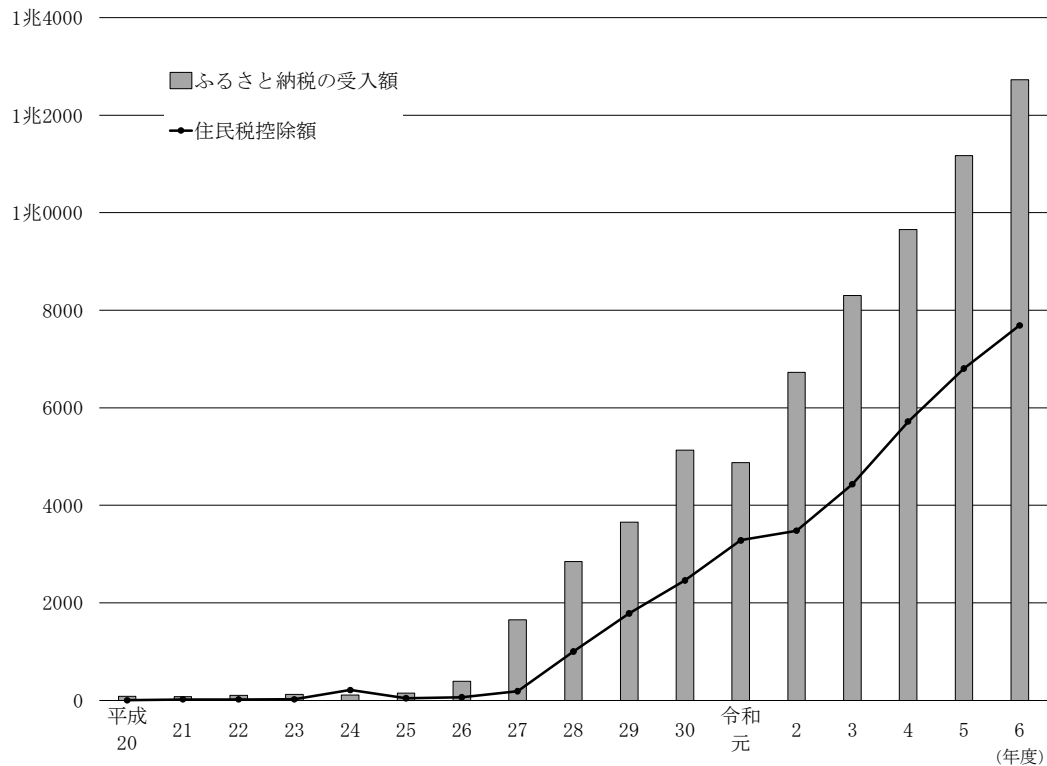
ア ふるさと納税の受入額等の推移

総務省は、毎年度、ふるさと納税の受入件数、受入額、住民税控除額等の状況を把握するために、ふるさと納税に関する現況調査を行い、その結果を公表している。当該調査結果によると、図表0-6のとおり、ふるさと納税制度が導入された平成20年度以降、ふるさと納税の受入額は増加しており、令和6年度には1兆2727億円となっていた。そして、4年度以降の対前年度比はおおむね110%台となっていた。

また、ふるさと納税が行われた場合、寄附を受けた地方公共団体の歳入はふるさと納税の受入額分だけ増加する一方で、ふるさと納税を行った納税者が確定申告等を行い住民税から税額控除されることにより、居住地の地方公共団体の歳入は住民税控除額分だけ減少することとなる。このため、地方公共団体全体でみると、ふるさと納税の受入額と住民税控除額との差額分だけ地方公共団体の歳入総額が増減することとなる。住民税控除額はふるさと納税の受入額に比例して増加傾向にあり、6年度は7688億円となっている。そして、ふるさと納税の受入額と住民税控除額の差額については、同年度は5038億円となっていた（図表4-1参照）。

図表4-1 ふるさと納税の受入額及び住民税控除額の推移

(単位：億円)



区分	平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ふるさと納税の受入額 (A)	81	76	102	121	104	145	388	1652	2844
住民税控除額 (B)	-	18	18	20	210	45	60	184	1001
差額 (A) - (B)	81	58	84	101	△ 106	100	327	1468	1842
ふるさと納税の受入額に対する住民税控除額の割合 (B) / (A)	-	23%	17%	16%	201%	31%	15%	11%	35%

区分	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ふるさと納税の受入額 (A)	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727
住民税控除額 (B)	1783	2456	3282	3479	4432	5716	6805	7688
差額 (A) - (B)	1870	2670	1593	3245	3869	3937	4369	5038
ふるさと納税の受入額に対する住民税控除額の割合 (B) / (A)	48%	47%	67%	51%	53%	59%	60%	60%

イ ふるさと納税に係る地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等

ふるさと納税の受入額等が増加してきている一方で、地方財政計画において受入額等が計上されている項目が明確でなかったため（別図表1参照）、ふるさと納税の受入額等を地方財政計画にどのように反映しているかなどについて検査したところ、次のとおりとなっていた。

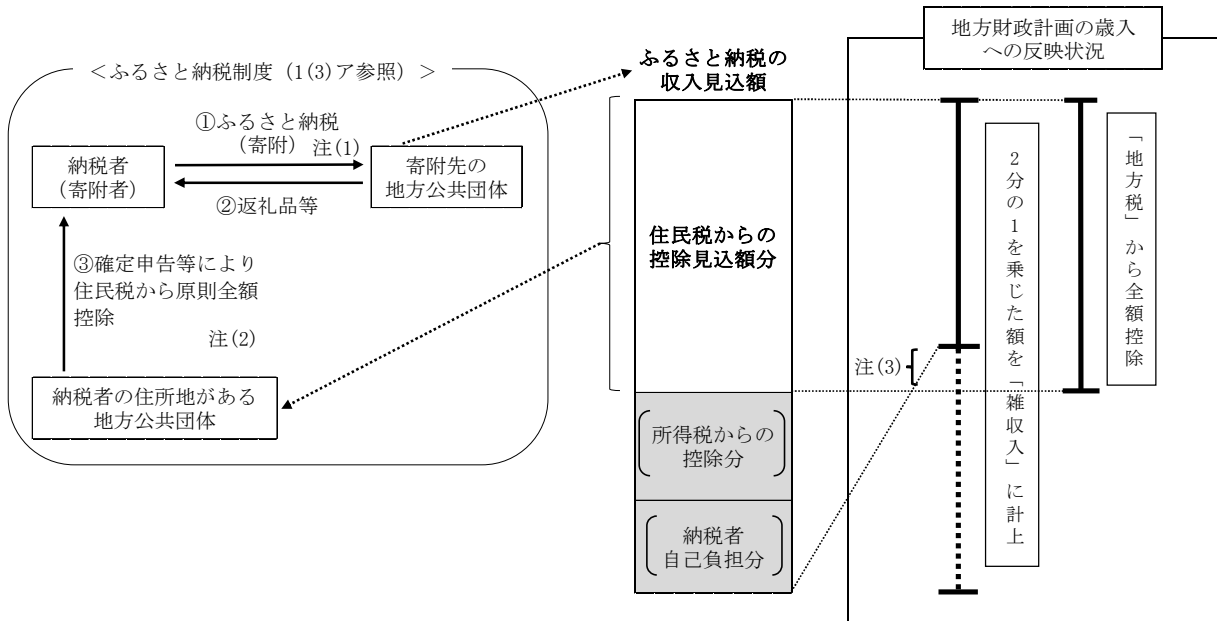
(ア) 地方財政計画の歳入への反映状況等

総務省は、大部分の地方公共団体でふるさと納税の募集の取組が行われていることなどを踏まえ、ふるさと納税に係る寄附金収入については、平成29年度から地方財政計画の歳入に計上することとしていた。具体的には、この計上額をふるさと納税の収入見込額に2分の1を乗じた額（以下、地方財政計画に計上したふるさと納税に係る寄附金収入を「ふるさと納税の計上額」という。）とし、地方財政計画の「雑収入」に計上していた。このような計上方法としていた理由について、同省は、ふるさと納税は地方税と異なり、個人の意思に基づく寄附であるため、その受入額は地方公共団体ごと、年度ごとに大きなばらつき及び変動があり、全てを標準的な歳入として地方財政計画に計上することは適切ではないためとしている。

一方で、納税者が確定申告等を行うことにより控除される住民税控除額については、ふるさと納税制度が開始され、住民税からの税額控除が行われた初年度の21年度から、「地方税」に計上する住民税の見込額から、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除していた（図表4-2参照）。

(注16) ふるさと納税に係る寄附金収入を地方財政計画の歳入に計上することによる影響に対する激変緩和の観点から、平成29年度は収入見込額に2分の1を乗じた額に更に3分の1を乗じた額、30年度は収入見込額に2分の1を乗じた額に更に3分の2を乗じた額としており、収入見込額に2分の1を乗じた額を計上しているのは、令和元年度以降となっていた。

図表4-2 地方財政計画の歳入への反映状況の概念図



注(1) 納税者からの寄附に相当し、地方公共団体が受け入れるもので、地方公共団体の歳入を増加させるもの

注(2) 納税者が確定申告等を行うことにより住民税から税額控除されるもので、地方公共団体の歳入を減少させるもの

注(3) 差分は、後掲図表4-9の「地方財政計画への影響額」に相当する。

ふるさと納税の計上額については、直近1年のふるさと納税の受入額（実績）を基本とした額に、直近1年の増減率を乗ずるなどしてふるさと納税の収入見込額を算出して、当該収入見込額に2分の1を乗じた額としていた。そして、地方財政計画の歳入にふるさと納税に係る寄附金収入を計上することとした29年度以降のふるさと納税の収入見込額及びふるさと納税の計上額をみると、増加傾向となっていた（図表4-3参照）。

図表4-3 ふるさと納税の収入見込額及びふるさと納税の計上額

(単位：億円)

区分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ふるさと納税の収入見込額	2104	3401	4586	5127	5345	7070	1兆0404	1兆1756
ふるさと納税の計上額	351	1134	2293	2564	2673	3535	5202	5878
【参考】 ふるさと納税の受入額（実績）	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727

(注) (注16) のとおり、平成29年度におけるふるさと納税の計上額は、ふるさと納税の収入見込額に2分の1を乗じた額に更に3分の1を乗じた額としており、また、30年度におけるふるさと納税の計上額は、ふるさと納税の収入見込額に2分の1を乗じた額に更に3分の2を乗じた額としている。

また、ふるさと納税による住民税控除見込額については、直近1年間のふるさと納税の受入額と直近の年度の住民税控除額を踏まえて算出していた。そして、21

年度以降の地方財政計画の歳入に反映した住民税控除見込額の推移をみると、増加傾向となっていた（図表4-4参照）。

図表4-4 地方財政計画におけるふるさと納税による住民税控除見込額

（単位：億円）

区 分	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
住民税控除見込額	55	26	29	217	69	40	102	693
【参考】 住民税控除額	18	18	20	210	45	60	184	1001

区 分	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
住民税控除見込額	1432	2365	3234	3272	3882	5176	6333	9366
【参考】 住民税控除額	1783	2456	3282	3479	4432	5716	6805	7688

(イ) 地方財政計画の歳出への反映状況

ふるさと納税を受け入れる多くの地方公共団体においては、ふるさと納税に係るポータルサイトを開設し、また、ふるさと納税を行った納税者に対して、その地域の特産品等を返礼品として返送するなど、ふるさと納税の募集に係る経費が生じている。地方財政計画には、地方団体の実際の収支見込額ではなく、標準的な水準における収支見込額を計上するとされているが、総務省は、ふるさと納税の募集に係る経費については、その性質等を踏まえて、地方財政計画の歳出には計上しないこととしていた。

(ウ) 地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等

地方財政計画の歳入について、29年度以降のふるさと納税の計上額とふるさと納税の受入額とのかい離の状況をみると、令和3年度には1478億円となったが、その後は縮小傾向となっていた（図表4-5参照）。

図表4-5 ふるさと納税の計上額とふるさと納税の受入額とのかい離の推移

（単位：億円）

区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ふるさと納税の受入額	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727
修正後のふるさと納税の受入額 (ふるさと納税の受入額に2分の1を乗じた額) (A)	608	1709	2437	3362	4151	4827	5587	6363
ふるさと納税の計上額 (ふるさと納税の収入見込額の2分の1) (B)	351	1134	2293	2564	2673	3535	5202	5878
かい離 (A) - (B)	257	575	144	798	1478	1292	385	485

(注) ふるさと納税の受入額をふるさと納税の計上額と比較するため、会計検査院において、ふるさと納税の受入額に2分の1を乗じた額とする修正をしている。なお、平成29、30両年度の修正後のふるさと納税の受入額については、ふるさと納税の計上額と比較可能な数値にするため、(注16)の激変緩和のための補正による修正も行っている。

また、一般行政経費の決算額にはふるさと納税の募集に係る経費が含まれてい

るが、前記のとおり地方財政計画の歳出には当該経費を計上していないことから、総務省は、一般行政経費の決算額からふるさと納税の募集に係る経費を控除する修正を行った上で、地方財政計画額と決算額を比較していた。

一般行政経費の決算額から控除しているふるさと納税の募集に係る経費の額について、ふるさと納税の受入額に対する割合をみたところ、2分の1程度となっていた（図表4-6参照）。このことから、地方財政計画の歳入に計上することとした平成29年度以降、ふるさと納税の収入見込額のうち地方財政計画に計上している収入見込額に2分の1を乗じた額の残りに相当する額は、地方財政計画の歳出に計上していないふるさと納税の募集に係る経費の額と同程度となっており、地方財政計画の歳入及び歳出それぞれにおいて同程度の見込額を計上していない状況となっていた。

図表4-6 ふるさと納税の募集に係る経費の額とふるさと納税の受入額の割合

(単位：億円、%)

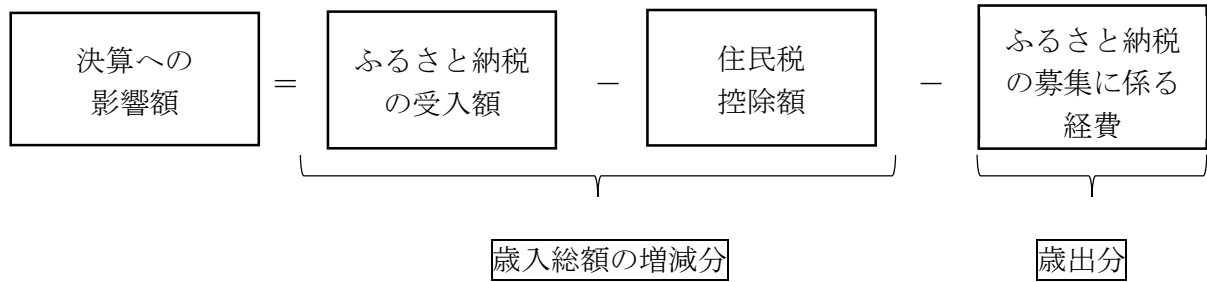
区 分	平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ふるさと納税の募集に係る 経費の額（注） （A）	2027	2820	2274	3034	3851	4517	5429	5901
ふるさと納税の受入額 （B）	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727
割合 （A）／（B）	55.4	55.0	46.6	45.1	46.3	46.7	48.5	46.3

（注）平成29年度から令和4年度までは、総務省において一般行政経費の決算額から控除しているふるさと納税の募集に係る経費の額とし、5、6両年度については、会計検査院において同様に、決算額から控除するふるさと納税の募集に係る経費の額を算出している。

(エ) ふるさと納税に係る決算への影響及び地方財政計画への影響等

ふるさと納税が、地方公共団体の決算にどのように影響しているかについてみると、アのとおり、ふるさと納税の受入額と住民税控除額の差額が、地方公共団体の歳入総額を増減させることになる。一方で、歳出として、ふるさと納税を受け入れるために募集に係る経費が生じていることから、地方公共団体全体としては、歳入総額の増加額からふるさと納税の募集に係る経費を除いた額が決算への影響額とみることができる。なお、歳入総額には住民税控除額のほか、実際には国税である所得税からの控除分として地方交付税の法定率分の減少等が生じていると考えられるが、これらの額を把握することは困難である。そこで、分析に当たっては、決算額として個別に把握することが可能な「ふるさと納税の受入額」、「住民税控除額」及び「ふるさと納税の募集に係る経費」を対象とすることとした（図表4-7参照）。

図表4-7 地方公共団体全体の決算への影響額の概念図



29年度以降の地方公共団体全体の決算への影響額をみると、令和2、3両年度を除いて決算への影響額はマイナスとなっており、6年度は△863億円となっていた（図表4-8参照）。

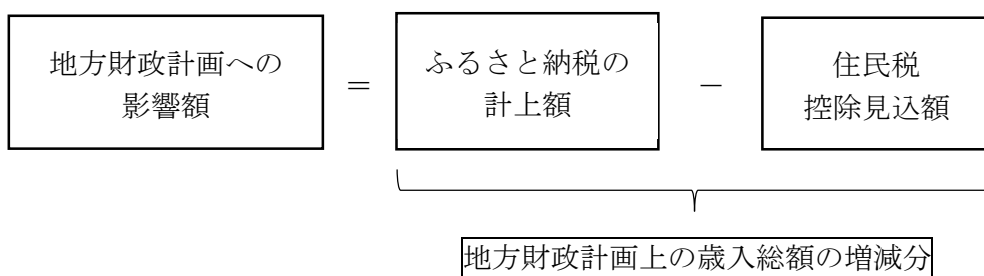
図表4-8 ふるさと納税に係る決算への影響額

（単位：億円）

区 分		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	ふるさと納税の受入額 (A)	3653	5127	4875	6724	8302	9654	1兆1174	1兆2727
	住民税控除額 (B)	1783	2456	3282	3479	4432	5716	6805	7688
	歳入総額の増減分 (C)=(A)-(B)	1870	2670	1593	3245	3869	3937	4369	5038
歳出	ふるさと納税の募集に係る経費 (D)	2027	2820	2274	3034	3851	4517	5429	5901
決算への影響額 (C)-(D)		△ 157	△ 150	△ 681	211	18	△ 580	△ 1060	△ 863

一方で、地方財政計画においては、歳出としてふるさと納税の募集に係る経費は計上されていないことから、ふるさと納税の計上額と住民税控除見込額の差額が地方財政計画の歳入総額を増減させることになり、ふるさと納税による地方財政計画への影響額とみることができる（図表4-9参照）。

図表4-9 地方財政計画への影響額の概念図



平成29年度以降の地方財政計画への影響額をみると、各年度とも地方財政計画への影響額はマイナスとなっていた（図表4-10参照）。

なお、仮に、歳入にふるさと納税の収入見込額全額を計上し、歳出にふるさと納税の募集に係る経費を加えたとしても、同様の傾向となっていた。

図表4-10 ふるさと納税に係る地方財政計画への影響額

(単位：億円)

区 分		平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
歳入	ふるさと納税の計上額 (A)	351 (2104)	1134 (3401)	2293 (4586)	2564 (5127)	2673 (5345)	3535 (7070)	5202 (1兆0404)	5878 (1兆1756)
	住民税控除見込額 (B)	1432	2365	3234	3272	3882	5176	6333	9366
	歳入総額の増減分 (C)=(A)-(B)	△ 1081 (672)	△ 1231 (1036)	△ 941 (1352)	△ 708 (1855)	△ 1209 (1463)	△ 1641 (1894)	△ 1131 (4071)	△ 3488 (2390)
歳出	ふるさと納税の募集に係る経費 (D)	- (2027)	- (2820)	- (2274)	- (3034)	- (3851)	- (4517)	- (5429)	- (5901)
	地方財政計画への影響額 (C)-(D)	△ 1081 (△ 1355)	△ 1231 (△ 1784)	△ 941 (△ 922)	△ 708 (△ 1179)	△ 1209 (△ 2388)	△ 1641 (△ 2623)	△ 1131 (△ 1358)	△ 3488 (△ 3511)

(注) 括弧内の額は、歳入においてはふるさと納税の収入見込額全額を計上した額、歳出においてはふるさと納税の募集に係る経費を加えた額である。

このように、決算への影響額については、令和2、3両年度を除いて歳入より歳出の方が大きく、マイナスとなっている状況であり、これは、地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えていたものと考えられる。また、地方財政計画への影響額については、各年度ともマイナスとなっていて、地方財政計画上の歳入総額を減少させる方向での影響を与えていたものと考えられる。

決算への影響額と地方財政計画への影響額とを比較してみると、平成29年度以降、各年度とも決算への影響額より地方財政計画への影響額の方がマイナス幅が大きくなっていて、令和6年度の差額は2625億円となっていた（図表4-11参照）。

図表4-11 ふるさと納税による決算への影響額と地方財政計画への影響額との比較

(単位：億円)

区 分	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
決算への影響額 (A)	△ 157	△ 150	△ 681	211	18	△ 580	△ 1060	△ 863
地方財政計画への影響額 (B)	△ 1081	△ 1231	△ 941	△ 708	△ 1209	△ 1641	△ 1131	△ 3488
差額 (A)-(B)	924	1081	260	919	1227	1061	71	2625

(オ) 地方財政計画における企業版ふるさと納税の取扱い

1(3)イのとおり、企業版ふるさと納税は、税額控除の割合が引き上げられ、認定手続が簡素化された2年度以降大幅に増加していた。

総務省は、大部分の地方公共団体が寄附を募集するために必要な地域再生計画の認定を内閣府から受けていること、4年度に寄附金収入が計341億円となり、今後も一定の増加が見込まれることなどを踏まえて、6年度から企業版ふるさと納税の収入見込額に2分の1を乗じた額を地方財政計画の「雑収入」に計上することとし、6年度の収入見込額を480億円と算定して地方財政計画には240億円を計上していた。

このように、総務省は、地方財政計画の歳入において、ふるさと納税の収入見込

額に2分の1を乗じた額を「雑収入」に計上し、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除した住民税の見込額を「地方税」に計上していた。また、地方財政計画の歳出においては、その性質等を踏まえて、ふるさと納税の募集に係る経費を計上しないこととしていた。そして、地方財政計画の歳入に計上することとした平成29年度以降、ふるさと納税の収入見込額のうち「雑収入」に計上している収入見込額に2分の1を乗じた額の残りに相当する額は、地方財政計画の歳出に計上していないふるさと納税の募集に係る経費の額と同規模になっており、地方財政計画の歳入及び歳出において同規模の見込額をそれぞれ計上していない状況となっていた。これらの現状において、総務省は、結果的に、歳入と歳出のバランスが取れている状況であるとしている。

一方で、ふるさと納税の募集に係る経費が生ずるなどする現行のふるさと納税制度下においては、決算への影響額は、令和2、3両年度を除いて、歳入より歳出の方が大きくマイナスとなっている状況であり、地方公共団体全体でみると、地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えていたと考えられる。また、決算への影響額と地方財政計画への影響額を比較してみると、平成29年度以降、各年度とも決算への影響額より地方財政計画への影響額の方がマイナス幅が大きくなっていった。そして、ふるさと納税の受入額及び住民税控除額は共に増加傾向であり、今後も同様に増加していくと、決算への影響額のマイナス幅がより大きくなる可能性がある。

したがって、こうした状況を踏まえて、総務省は、地方財政計画の事後検証を行うに当たっては、ふるさと納税の受入状況、ふるさと納税に係るかい離の状況等を踏まえて、ふるさと納税が地方財政計画の歳入及び歳出に及ぼす影響について検証を行うことが求められる。

ウ ふるさと納税の受入額に係る調査

総務省は、地方財政計画額と比較する決算額について、毎年度実施している地方財政状況調査の結果を使用している。当該調査では、ふるさと納税の受入額は、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく個人から受領した寄附額としており、都道府県、市町村又は特別区に対する個人からの寄附額を記入することとなっている。一方で、同省は、別途、ふるさと納税に関する現況調査を毎年度実施しており、当該調査においてもふるさと納税の受入額等の調査をしている。

令和5年度のふるさと納税の受入額について、公表されている両調査結果を比較したところ、1都3県18市2区6町の計30団体において1億円以上の差が見受けられた。そこで、地方財政計画額と決算額との比較の際に使用される地方財政状況調査の調査結果について、調書の対象とした381団体における同調査の算定内容等を確認したところ、86団体（381団体の22.5%）が報告した計702億円のふるさと納税の受入額については、企業版ふるさと納税等の個人以外からの寄附金を含めているなどしていたため、計16億円を過大に報告していた。一方で、117団体（381団体の30.7%）が報告した計1203億円のふるさと納税の受入額については、返礼品を伴わない個人からの一般寄附金等を未計上とするなどしていたため、計40億円を過小に報告しており、これらを合わせると、381団体の半数以上の団体が過大又は過小に報告していた（図表4-12参照）。

図表4-12 地方財政状況調査におけるふるさと納税の受入額を過大又は過小に報告していた団体数

（単位：団体、億円）

調査結果	団体数（割合）	回答した ふるさと納税の 受入額 （A）	回答すべき ふるさと納税の 受入額 （B）	差額 （A）－（B）	備考
過大	86（22.5%）	702	685	16	1道13県37市28町7村
過小	117（30.7%）	1203	1242	△ 40	1都2府16県49市3区39町7村
適正	178（46.7%）	1167	1167	-	
計	381（100.0%）	3072	3095	△ 23	

地方財政状況調査の調査結果に誤りがあると、ふるさと納税に係るかい離の把握を適切に行うことができないことになる。そのため、総務省は、各地方公共団体に対して、地方財政状況調査について適切に精査し正確に報告するよう周知してきているものの、上記のように、381団体の半数以上の団体がふるさと納税の受入額を過大又は過小に報告していて、調査対象及び計上方法の理解が十分でない状況が見受けられた。したがって、同省は、上記の状況を踏まえ、各地方公共団体が地方財政状況調査に適切に回答ができるよう、個人以外からの寄附金が含まれていないかなどの留意点を具体的に示すなどして各地方公共団体に周知するなどすることが必要である。

4 検査の状況に対する所見

(1) 検査の状況の主な内容

会計検査院は、有効性、透明性の確保、国民への説明責任の向上等の観点から、地

方財政計画について、事後検証を中心に、①26年報告のフォローアップとして、地方財政計画と国の予算との関係、地方財政計画額と決算額とのかい離の状況並びに26年報告以降の総務省におけるかい離の把握等の事後検証の状況及びかい離の状況の公表等に係る取組状況はどのようになっているか、②2年度から数年間にわたり国の補正予算等により多額の予算措置が行われ、全国の地方公共団体に交付されたコロナ交付金がどのように執行され、地方財政にどのように影響しているか、③ふるさと納税の受入額等が地方財政計画へどのように反映されているか、また、ふるさと納税に係る地方財政計画額と決算額とのかい離の状況はどのようになっているかなどに着眼して検査を実施した。

検査の状況の主な内容は、次のとおりである。

ア 地方財政計画と国の予算との関係等（13～19ページ参照）

平成25年度以降の地方財政計画における財源不足の額の推移についてみると、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだ令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、6年度には1.8兆円まで減少していた（15、16ページ参照）。

地方財政計画における財源不足の額に対する地方財政対策の状況についてみると、国の予算措置等については、別枠加算及び臨時財政対策特例加算は共に平成25年度以降減少傾向にあり、別枠加算は28年度以降行われておらず、臨時財政対策特例加算は令和元年度以降3年度を除いて行われていなかった。地方の予算措置等については、平成24年度以降、令和3年度を除いておおむね減少傾向にあり、5年度の臨時財政対策債の計上額及びその発行額は共に1兆円を下回っていた。また、地方債現在高のうち臨時財政対策債については、平成24年度末から令和3年度末までの間で40兆6044億円から54兆1074億円まで増加していた。その後、同年度末をピークとして5年度末は49兆0461億円まで減少していたが、依然として高水準となっていた（16～19ページ参照）。

イ 地方財政計画の事後検証における地方財政計画額と決算額とのかい離の状況等（19～32ページ参照）

平成22年度から令和4年度までの間における地方財政計画額と決算額とのかい離額の状況をみると、歳入歳出共に決算額が地方財政計画額を上回っていて、歳入は0.32兆円から2.84兆円までの間で、歳出は0.39兆円から2.10兆円までの間で、それぞれ推移していた。そして、総務省は、3年度の地方税、地方債等のように、他の年度に比べてかい離が大きく生じた歳入歳出区分については、かい離の主たる要因

について分析を行っていた（19～28ページ参照）。

総務省は、平成29年度以降、年度内貸付けに係る額を控除する修正等を行った上で地方財政計画額と決算額との比較を行い、かい離の状況を把握して、その結果を令和5年度に公表していた一方で、基金取崩額及び超過課税等については、決算額にのみ歳出額が計上されるため、地方財政計画額との比較においては決算額が上回る要因となるが、かい離の状況の公表に際して、かい離の要因として考え得ることを注記するなどの有用な情報の提供に係る取組を行っていなかった（28～32ページ参照）。

ウ コロナ交付金の執行状況及び地方財政への影響（32～37ページ参照）

2年度から5年度までに実施されたコロナ交付金への財源更正の状況についてみると、調書の対象とした381団体において、コロナ交付金への財源更正が実施された交付金事業数は14,470件、財源更正額は計9169億円となっていた。このうち、置き換えられた一般財源措置額が使用されることなく、そのまま決算上剰余金となったため把握できたとしている事業が1,083件、その財源更正額は計1027億円で、これにより1025億円が決算上剰余金となっていた（33～35ページ参照）。

また、2年度から5年度までにコロナ交付金を充当している事業のうち、コロナ交付金制度が開始される前は地方公共団体が一般財源で負担していた経費、仮にコロナ交付金が予算措置されなければ地方公共団体が負担していた経費（国の補助事業等の地方負担分）等に対して、計2834億円のコロナ交付金が充当されていた。そして、コロナ交付金は、基金の積立金現在高に影響を与えていたと考えられる（35、36ページ参照）。

調書の対象とした381団体において、2年度から4年度までの間に残高を有する6,660基金の積立金現在高の増減状況をみると、同期間において積立金現在高が増加した財政調整基金が346基金（84.8%）、減債基金が322基金（83.8%）、その他特定目的基金が3,306基金（56.3%）となっていて、財政調整基金及び減債基金において高い割合で積立金現在高が増加している状況となっていた（37ページ参照）。

エ ふるさと納税の受入額等の地方財政計画への反映状況等（37～46ページ参照）

総務省は、地方財政計画の歳入において、ふるさと納税の収入見込額に2分の1を乗じた額を「雑収入」に計上し、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除した住民税の見込額を「地方税」に計上していた。また、地方財政計画の歳出においては、その性質等を踏まえて、ふるさと納税の募集に係る経費を計上しないこ

ととしていた（39～41ページ参照）。

平成29年度以降のふるさと納税の地方公共団体の決算への影響額の状況についてみると、決算への影響額は、令和2、3両年度を除いて、歳入より歳出の方が大きく、6年度は△863億円となるなどマイナスとなっている状況であり、地方公共団体の歳入総額を減少させる方向での影響を与えていた。また、決算への影響額と地方財政計画への影響額を比較してみると、平成29年度以降、各年度とも決算への影響額より地方財政計画額への影響額の方がマイナス幅が大きくなっていて、令和6年度の差額は2625億円となっていた（42～44ページ参照）。

地方財政計画額と決算額との比較の際に使用される地方財政状況調査の算定内容等を確認したところ、381団体の半数以上の団体が5年度のふるさと納税の受入額を過大又は過小に報告していて、調査対象及び計上方法の理解が十分でない状況が見受けられた（45、46ページ参照）。

(2) 所見

地方財政については、2年度以降、新型コロナウイルス感染症対応等のために国庫支出金が大幅に増加しており、全国の地方公共団体に対して約15兆円のコロナ交付金が交付されたが、コロナ交付金は補正予算等により予算措置されたことから、地方財政計画に計上されていない。元年度末から5年度末にかけて、基金の積立金現在高が約6兆円増加していた。また、平成20年度から制度が導入されたふるさと納税は、年々その受入額が増加してきており、令和5年度以降は1兆円を超えている。このように、地方財政を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況を踏まえると、4年度以降は、堅調な税収動向等を背景として財源不足の額は減少傾向にあるものの、地方財政計画額をどのように見込むかは、財源不足の額に影響を及ぼし、ひいては国の一般会計の負担に影響を及ぼす可能性があることから、地方財政計画額については、その妥当性が一層求められる。そして、今後、基金を取り崩して事業を実施した場合、その基金取崩額は、決算額が地方財政計画額を上回るかい離を拡大する要因の一つとなる可能性もあることなどから、地方財政計画額と決算額とを比較してそのかい離の状況を把握することなどにより、地方財政計画額の見込みが適切であったかについての事後検証を行い、地方財政計画へ反映していくことが一層重要である。

については、会計検査院の検査で明らかになった状況を踏まえて、総務省において、今後、次の点に留意して、地方財政計画の事後検証を適切に行う必要がある。

ア 地方財政計画額と決算額とのかい離の要因について、その全てを把握することは困難であるが、決算額が地方財政計画額を上回る要因にも配意しつつ、引き続きかい離の把握に努めること、また、かい離の状況の公表に当たっては、地方財政計画に計上されている内容と普通会計決算に計上されている内容の差異、決算額（歳出）が地方財政計画額（歳出）を上回る要因等の有用な情報の提供を行うことで、透明性の確保を引き続き図ること

イ ふるさと納税の受入状況、ふるさと納税に係るかい離の状況等を踏まえて、ふるさと納税が地方財政計画の歳入及び歳出に及ぼす影響について検証を行うこと、また、地方財政状況調査の結果に誤りがあると、ふるさと納税に係るかい離額の把握を適切に行うことができないことから、地方財政状況調査について、各地方公共団体が地方財政状況調査に適切に回答することができるよう、留意点を示すなどして各地方公共団体に周知等を行うこと

会計検査院としては、今後の地方財政及びこれを取り巻く状況も踏まえ、地方財政等の状況について、引き続き検査していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	歳入歳出区分別の地方財政計画額の算定方法の概要（通常収支分）	51
別図表2	地方公共団体の歳入に計上された超過課税等の状況	54

別図表1 歳入歳出区分別の地方財政計画額の算定方法の概要（通常収支分）

（歳入）

（単位：億円）

区 分	計 上 額 注 (2)			内 容 注 (2)	計上額の算定方法の 概要 注 (2)
	令和4年度	5年度	6年度		
地方税	41兆2305	42兆8751	42兆7329	地方団体が賦課徴収する道府県税（道府県民税、事業税、地方消費税等）及び市町村税（市町村民税、固定資産税等）の各税目に係る税収見込額の合計額 注 (4)	課税標準額等×税率×徴収率+未収納税額の徴収見込額+税制改正による増減収見込額
地方譲与税	2兆5978	2兆6001	2兆7293	国が地方団体に譲与する国税として徴収した地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税の全額又は一定割合	国の予算ベース
地方特例交付金等	2267	2169	1兆1320	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金（個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収等を補填するためのもの）、定額減税減収補填特例交付金（個人住民税の定額減税の実施に伴う地方団体の減収を補填するもの）等	国の予算ベース
地方交付税	18兆0538	18兆3611	18兆6671	国が地方団体に交付する国税として徴収した所得税、法人税、酒税及び消費税の一定割合並びに地方法人税の全額。このほか、地方財政対策により、国の一般会計からの加算措置等で増額措置している。	国の予算ベース
国庫支出金	14兆8826	15兆0085	15兆8042	普通会計に対して国が支出する負担金、補助金、交付金等の合計額（以下「国庫補助負担金等」という。）（公営企業会計、国民健康保険事業会計等に対する国庫補助負担金等は含まれない。）	普通会計に対する国庫補助負担金等に係る国の歳出予算額を積上計上
地方債	7兆6077	6兆8163	6兆3103	普通会計における地方債の発行見込額。一般公共事業、一般単独事業等に係る地方債のほか、地方の財源不足を補填するための特例措置として発行される臨時財政対策債等を含む。	投資的経費の伸び率等を基に計上
使用料及び手数料	1兆5729	1兆5646	1兆5625	総務関係及び民生関係における各種の料金収入（幼稚園保育料等）	・保育料単価×園児数 ・前年度計画額×決算の伸び率
雑収入	4兆4456	4兆5867	4兆7182	分担金・負担金、財産運用収入、財産売却収入、延滞金・加算金、収益事業収入、貸付金回収収入、ふるさと納税寄附金収入等の各種の収入 注 (6)	・過去の調査数値等を基に計上 ・前年度計画額×決算の伸び率
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 4	△ 3	△ 8	東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策及び将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、減額計上することにより所要の調整を行うもの	地方財政計画（東日本大震災分（復旧・復興事業））における歳出一般財源充当分を除く歳入
全国防災事業一般財源充当分	△ 254	60	△ 169	東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、減額計上することにより所要の調整を行うもの	地方財政計画（東日本大震災分（全国防災事業））における歳出一般財源充当分を除く歳入
計	90兆5918	92兆0350	93兆6388		

(歳出)

(単位：億円)

区分	計上額 注(2)、(5)			内容 注(2)	計上額の算定方法の 概要注(2)、 (3)、(5)
	令和4年度	5年度	6年度		
給与関係経費	19兆9644	19兆9053	20兆2292	地方団体における義務教育教職員、警察関係職員、消防職員、一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の職員に係る給与費、退職手当のほか、旧恩給制度により負担する恩給費を含む。	・職員数×給与単価(給与費) ・前年度計画額×国の文官等恩給費予算の伸び率(恩給費)
一般行政経費	41兆4433 (補助 23兆4578) (単独 17兆9855)	42兆0841 (補助 23兆9731) (単独 18兆1110)	43兆6893 (補助 25兆1417) (単独 18兆5476)	地方団体が行政活動を実施するために必要な経費のうち地方財政計画の他の歳出項目に属さない経費。社会福祉関係の給付費、各種施設の運営費、一般事務費、貸付金等広範囲に及ぶ各種の経費が、国庫補助負担金等を伴うものと国庫補助負担金を伴わないものとに大別されている。	【補助】 各府省が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上計上 【単独】 ・枠計上経費(社会福祉、教育、治安、防災、環境対策、産業振興、特定行政経費等) ・過去の調査数値を基に計上(貸付金) ・例年定額計上(追加財政需要)
公債費	11兆4259	11兆2614	10兆8961	過去に発行された地方債等(退職手当債等を除く。)の当年度における元利償還費	地方団体全体の決算統計等を基に当年度における元利償還費を計上
維持補修費	1兆4948	1兆5237	1兆5344	道路、河川、港湾、小中学校、庁舎等、地方団体が維持管理する公共・公用施設に係る維持補修費	前年度計画額×決算の伸び率
投資的経費	11兆9785 (補助 5兆6648) (単独 6兆3137)	11兆9731 (補助 5兆6594) (単独 6兆3137)	11兆9896 (補助 5兆6259) (単独 6兆3637)	治山治水、道路整備、港湾空港鉄道等、住宅都市環境、農業農村整備、文教施設、厚生労働施設等の建設事業等に係る経費。国直轄事業負担金・国庫補助負担金等を伴うもの(公共事業費及び失業対策事業費)と国庫補助負担金を伴わないもの(地方単独事業)に大別されている。地方単独事業については、一般事業費のほか、過疎対策事業費、地域活性化事業費、旧合併特別事業費、防災対策事業費等及び公共施設の整備充実を推進するための特別事業費がある。	【補助】 各府省が作成した国庫補助負担金等の予算関係資料を基に、地方団体の普通会計に対する国庫補助負担金等に係る経費を積上計上 【単独】 枠計上経費
公営企業繰出金	2兆4349	2兆3974	2兆3202	上水道、交通、病院、下水道等の公営企業会計に対して、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、地方団体の一般会計等が負担することになる経費	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)等の規定に基づき、地方団体の一般会計等が負担することが適当な経費について、事業ごとに決算統計数値等により積上計上
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	1兆8500	2兆8900	2兆9800	地方交付税の交付を受けない地方団体の財源超過額を他の団体の財源不足額を補填する財源に振り向けないようにするため、地方交付税の不交付団体における標準的な歳入額が標準的な歳出額を超過する額について、調整的な項目として一括して計上する経費	地方交付税不交付団体における標準的収入が標準的経費を上回る実績額を基に積上計上
計	90兆5918	92兆0350	93兆6388		

- 注 (1) 東日本大震災の被災団体が復旧・復興事業に着実に取り組めるようにし、他の地方団体の財政運営に影響が及ばないようにするため、平成 24 年度以降、地方財政計画を「通常収支分」と「東日本大震災分」に区分して整理している。
- 注 (2) 歳入及び歳出の計上額欄は、公表されている地方財政計画を基に作成。内容欄及び計上額の算定方法の概要欄は、総務省から説明を聴取して作成した。
- 注 (3) 歳出の区分には、一般行政経費の地方単独事業分に係る経費等のように、所要経費の積上げではなく、その総額を枠として計上していて、令和 6 年度の地方財政計画においては、こども・子育て政策の地方単独事業分 1000 億円、物価高への対応 700 億円など、一部の内訳について公表されているものがある。
- 注 (4) 平成 21 年度の地方財政計画から、ふるさと納税による住民税控除見込額の全額を控除した上で地方税が計上されている。
- 注 (5) 歳出の計上額欄及び計上額の算定方法の概要欄の「補助」は国庫補助事業に係る経費を、「単独」は地方単独事業に係る経費を表す。
- 注 (6) 公表されている地方財政計画における雑収入欄には、ふるさと納税寄附金収入等の各種の収入の項目ごとの内訳や金額は示されていない。

別図表2 地方公共団体の歳入に計上された超過課税等の状況

(単位：億円)

種別	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
超過課税	363	354	429	516	517	562	650	670	597	633	731
法定外税	5018	5259	5922	6081	6514	6310	7024	7049	5944	7698	8233
計	5382	5614	6352	6597	7031	6872	7675	7720	6542	8331	8964

注(1) 超過課税とは、地方公共団体において、財政上その他の必要がある場合に、地方税法に定める標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税することをいう。

注(2) 法定外税とは、地方税法に定める税目以外に、条例により新設した税目のことをいう。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費をはじめ、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額

借入金

地方債現在高に交付税特会の借入金残高等を加えた普通会計が負担すべきもの

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費

交付税及び譲与税配付金特別会計

地方交付税、地方特例交付金及び地方譲与税の配付に関する経理を明確にするために、国において設けられているいわゆる整理区分特別会計

国庫補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

その他特定目的基金

財政調整基金又は減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金

地方公営事業会計

地方公共団体が経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並び

に地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税

地方債

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に対して譲与する税

地方団体

地方交付税法上の概念でいう、都道府県及び市町村

地方単独事業

地方公共団体が国からの補助金等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業

地方特例交付金等

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除等の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するために交付される個人住民税減収補填特例交付金等から構成される国から地方公共団体への交付金

超過課税

地方公共団体において、財政上その他の必要がある場合に、地方税法に定める標準税率を超える税率（超過税率）を条例で定めて課税すること

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校又は公営住宅の建設等の社会資本の整備等に要する経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されるもの

普通会計

地方公共団体における一般会計及び特別会計のうち地方公営事業会計以外の会計の純計額であり、地方公共団体の財政状況を統一的に把握及び比較するために用いられている会計区分

別枠加算

臨時財政対策特例加算とは別に、景気悪化等により地方税収入が大きく落ち込むと見込まれた場合、特例的に地方交付税を加算すること

臨時財政対策債

一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債

